

官報

号外

昭和三十一年三月一日

○第二十四回衆議院會議録第十六号

昭和三十一年三月一日(木曜日)

議事日程 第十四号

昭和三十一年三月一日

午後一時開議

一 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

(前会の続)

第一 外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(第二十三回国会参議院提出)

第三 空港整備法案(内閣提出)

第四 道路整備特別措置法案(内閣提出)

第五 日本道路公団法案(内閣提出)

第六 科学技術庁設置法案(内閣提出)

●本日の会議に付した案件
健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

(前会の続)

日程第一 外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出)

改正する法律案(内閣提出)

日程第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(第二十三回国会参議院提出)

日程第三 空港整備法案(内閣提出)

日程第四 道路整備特別措置法案(内閣提出)

日程第五 日本道路公団法案(内閣提出)

日程第六 科学技術庁設置法案(内閣提出)

午後二時四十三分開議

○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

(前会の続)

○議長(益谷秀次君) 内閣提出、健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨の説明に対する質疑について、前会の議事を継続いたします。

岡本隆一君

○岡本隆一君登壇

○岡本隆一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、昨日提案されました健康保険法等の一部を改正する法律案に対し、鳩山総理以下関係閣僚に若干の質問をいたしたいと存じます。

まず第一に、社会保障制度の拡充強化の問題について鳩山総理にお伺いしたい。社会保障制度の拡充強化は、第二次鳩山内閣成立の際の最大の公約でありました。積年にわたる吉田内閣の財政に苦しんだ国民は、この魅力ある公約にそこはかない希望を抱

き、苦しみあえぐ自分たちの生活には

のかなかりがさすのではないかと、こ

ういう期待を持って、鳩山内閣の成立

を許したのであります。ところで、私

は近ごろ覆々閣を通じていつも思うの

であります。防衛庁の実にりっぱな

庁舎新築ができていく。その向い

で、今度は大蔵省の庁舎修築が始ま

考え方について、小林厚生大臣にお尋

ねいたしたいと存じます。今次の健康

保険制度改正のねらいは赤字対策にあ

るわけでありますが、それだけに、改

正の要点は、どうしたら保険経済の支

出を切り詰めることができるかとい

うことに始まりました。そのた

めに打ち出して参りましたのが、患

四六

中にたたき込んで、低単価をもってこ
き使おうとする、そういう悪らつな資
本家根性が本改正案の中に露骨に出
てゐる。このような医療担当者の人格を
無視した制度の中で、果して全国七万
の医療担当者が甘んじて働くと思ひ
になりますか。このような侮辱に甘ん

するものではありません。厚生大臣の反省を促すとともに、何ゆえこのようなかげたものを持ち出したか、そのお考えを承わりたいと思うのであります。(拍手)

要するに、本改正案は、被保険者の負担の増大、受診率の引き下げ、医療機関の奴隷化等の一連の制度の改悪によりまして、保険財政の赤字を糊塗せんとするものであります。まさに世紀の改悪といわなければなりません。

(拍手)さればこそ、今、健保改悪反対の声が全国にみなぎっております。患者も、去る二十日、大挙して国会に陳情に参りました。しかも、その日、国会の周辺でこの痛ましい患者の集団を待っていた者は、白衣の天使にあらずして、乱闘用服装に身を固めた警官の群れでありました。(拍手)私は、病者に対する政府のこの処遇を、ほんとうに残念に存じました。政府の石のように冷たい心を知りました。療養担当者である医師会、歯科医師会も猛烈に反対しております。この悪法が衆議院を通過すれば、保険医の総辞退をする

決議しております。そのあとは、悪法反対の大会が全国的に何回か繰り返されるのであります。先日も、大阪で、また遊覧で、大会出席のために医者がおられないで、とうとう医者にかかれないうで死んだ人も出ております。もしも、政府にして、かかる愚策を強行せんか、この動きは全国に燎原の火のご

とく燃え広がるのであります。これは大きい社会不安であります。この非常の事態に政府はどう対処するつもりか、医師の総辞退を予想しても、なおかつ強行するつもりで本法案を出したのか、鳩山総理のお考えを承わりたい。(拍手)

日本社会党は、本改正案の政府提案に先立ちまして、政府の怠慢と愚策により、まさに崩壊寸前である健保制度を立て直すために、独自の健保改正案を提出いたしました。わが党改正案の要旨は、健康保険法の第七十条を改正いたしました。医療給付費の二割

に先立ちまして、政府の怠慢と愚策により、まさに崩壊寸前である健保制度を立て直すために、独自の健保改正案を提出いたしました。わが党改正案の要旨は、健康保険法の第七十条を改正いたしました。医療給付費の二割

に先立ちまして、政府の怠慢と愚策により、まさに崩壊寸前である健保制度を立て直すために、独自の健保改正案を提出いたしました。わが党改正案の要旨は、健康保険法の第七十条を改正いたしました。医療給付費の二割

に先立ちまして、政府の怠慢と愚策により、まさに崩壊寸前である健保制度を立て直すために、独自の健保改正案を提出いたしました。わが党改正案の要旨は、健康保険法の第七十条を改正いたしました。医療給付費の二割

に先立ちまして、政府の怠慢と愚策により、まさに崩壊寸前である健保制度を立て直すために、独自の健保改正案を提出いたしました。わが党改正案の要旨は、健康保険法の第七十条を改正いたしました。医療給付費の二割

政府にして社会保障の拡充強化への一片の誠意あれば、勤労者を苦しめ、療養担当者を憤激せしめ、中小企業者を苦境に追い込むような健保改悪案を出す必要はないはずであります。聞くところによりまして、療養費の国庫負担を最も頑強に拒否しているのは大蔵大臣であるというが、そういう根拠性であるから……

○議長(金谷秀次君) 岡本君、申し合せの時間が参りました。

○岡本(一君) 一萬田さんの顔は、いつ見ても、えんまさんのように見えるのであります。(拍手)

政府及び与党の諸君は、五百万の被保険者、二千万の家族から医療費をしぼり上げ、多数の療養担当者を絶望せしめ、健康保険を魂なきものとする前に、みずからの非人道的行為を深く反省し、今からでもおそくはない、政府案を撤回し、社会党提案の健保改正案に御賛同あらんことを切望いたします。私の質問を終わります。(拍手)

○国務大臣(鳩山一郎君) 岡本君の御質問にお答えをいたします。

保障の強化発展には大いに努力をいたしたいと考えております。(拍手)

岡本君は、次に、医師が各地で総辞退をする、それに対して御質問がございましたから、それに対して一言申し上げておきます。政府は、社会保障、特に医療保障の発展強化につきましては毎年大いに努力をしておりますが、国民健康保険はもちろん、健康保険、船員保険についても大幅な国庫負担を実現したのであります。今後は、国民を

対象にした医療保障を実現するよう、一そう努力をいたしたいと考えております。(拍手)この政府の医療保障に対する熱意を十分医師諸君に理解をお願いし、また、政府の行方諸施策については医師諸君と十分話し合っていくように努めたいと考えております。保険医総辞退といったような破壊的な行動は、良識ある医師の諸君は決してとらないものと確信をしております。

(拍手)

○国務大臣(小林英三君) 岡本さんの御質問にお答えいたします。

と存するのであります。この健保制度を維持いたしまして、その立て直しをはかり、将来にその健全な発展を期するためには、今回の改正案におきましても、政府が国庫の負担をいたし、また同時に各種の対策を行うこととしたしまして、一部被保険者の負担に對し

まして、将来高度の医療水準を少しも落すことなく健康保険を発展させていくために、この処置が必要なりと思ふのであります。現に、欧州の先進国等におきまして、一部負担を制度としてやっているのであります。私は、今回のこの処置は決して健康保険の後退でなく、これによって健全なる健康保険の立て直しができるかと考えておるのであります。(拍手)

次に、医療報酬、診療報酬の請求書、明細書の件に対する御質問がございましたが、これは、官給方式の採用につきましては、今後の実施について、その時期、方法等につきまして慎重に検討しておりますのであります。これがもし正しい受診の抑制になったり、あるいは事務が非常に複雑になったりすることは、かたく戒めたいと存じております。

それから、機関指定の問題について御質問があったのであります。岡本さんの御質問によりまして、そこに相当の誤解があるように思います。私どもが考えておりますところの医療機関の指定というものは、日本の現在行わ

れておりますところの医療制度の姿をそのまま持っていきたいのでありまして、つまり、従来の個人の指定というものは、登録によりまして永久に健康医としての資格を保持するのであります。同時に、今日患者は病院または診療所等におきまして医療を受けるのでございまして、これらの医療機関、病院、診療所等を指定し、あるいは指定を取り消すこともございすけれども、とにかく指定をいたしまして、日本の医療制度の本然の姿にいたしたいというのであります。もちろん、今岡本さんの御心配になりましたような問題はないのでありまして、これらの指定あるいは取り消し等につきましても、十分に民主的に地方の医療協議会の意見を聞いて行うことにいたしておるのでございすから、行政庁が任意に専断で行う制度ではないのであります。それから、鳩山内閣の社会保障制度に対する質問があったのでございす。が、ただいま岡本さんの御意見では、防衛庁の建物云々というような話もございまして、私は、今日世界の各国において行われております社会制度の問題について、たとえば、世界各国における防衛費を一〇〇といたした場合において、その国々の社会保障費がどれくらいのパセンテージになっているかということ、比較の年次は若干まちまちでございす。ILOの国際比較によりまして例示してみたいと思

うのであります。たとえば、米国におきましては、防衛費一〇〇に對しまして一二でありまして、英国におきましては、防衛費全体の費用に對しまして、社会保障費は六〇であります。フランスの場合においては、防衛費用の一〇〇に對しまして一八であります。イタリアの場合におきましては四二であります。西ドイツの場合におきましては九八でございす。岡本さんがおあげになりましたわが国におきましては、防衛費一〇〇に對しまして一三三の社会保障をいたしておるのであります。(拍手)

〔國務大臣一萬田尚登君登壇〕

○國務大臣(一萬田尚登君) 第一に、

結核対策についてお答えをいたします。政府は、国民の福祉を増進いたしますために、結核対策については格段の配慮を加えておるのでありまして、これが強化を常に念願しております。

従いまして、結核予防法によりまして結核予防対策の強化、すなわち、さらに詳しく申し上げますれば、公費によりまして医療範囲の拡大あるいは対象人員の増加等の改善をはかりまして、健康保険の国庫の給付費の節減をはかつております。しかしながら、今日、この結核の医療費は、健康保険の赤字の因となつておることもないまいかと思つております。従いまして、政府といたしましては、今回特に財政から補助金制度を創設いたしまして、社会保障の確立

に一步前進をいたしております。なお、今後におきましては、結核予防法並びに健康保険の運用の適正を期して、一そうこの結核対策に善処したいと考えておるわけであります。

なお、防衛費並びに造船利子補給、こういう点と社会保障費の關係についての質問であります。これはいづれも政府としては重要な施策でありまして、これらの施策が重要だからといって、これに予算を盛っているからといって、社会保障を怠っているわけではないのであります。これはすべて総合的に考へて國政を運用していかなければならないと考へている次第であります。(拍手)

○議長(金谷秀次君) これにて質疑は終了いたしました。

日程第一 外国人登録法の一部を

改正する法律案(内閣提出)

○議長(金谷秀次君) 日程第一、外国人登録法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長は報告を求めます。法務委員長高橋順一君。

外国人登録法の一部を改正する法律案

外国人登録法の一部を改正する法律案

外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(新規登録)」に改め、同条第一項を次のように改め、同条第三項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改め、同条第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とする。

本邦に在留する外国人は、本邦に入つたとき(出入国管理令第二十六条の規定による再入国の許可を受けて出国した者が再入国したときを除く)はその上陸の日から六十日以内に、本邦において外国人となつたとき又は出生その他の事由により出入国管理令第三章に規定する上陸の手續を経ることなく本邦に在留することとなつたときはそれぞれその外国人となつた日又は出生その他該事由が生じた日から三十日以内に、その居住地の市町村(東京都の特別区の存する区域、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及び神戸市にあつては区。以下同じ)の長に對し、次の各号に掲げる書類及び写真を提出し、登録の申請をしなければならない。

一 外国人登録申請書一通

二 旅券

三 写真(提出の日前六箇月以内撮影された五センチメートル平方形又は名刺形の無帽、かつ、正面上半身のもので裏面に氏名及び出生の年月日を記入し

たものとする。以下同じ)三葉
第四条の見出しを削り、同条第一項中「記載した」を削り、「を作成した」に改め、同項中第二十号を次のように改め、同条第二項中「前項の登録原票を作成する場合に」を「前項の登録をした場合には」に改め、同条第五項から第七項までを削る。

二十 市町村の長の職氏名
第五条中「前条の登録原票を作成する場合に」を「前条第一項の登録をした場合には」に改め、同条第一項を「同条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、第三条第一項の申請に關する調査その他事務上やむを得ない理由によりその場で登録証明書を交付することができないときは、市町村の長は、法務省令で定めるところにより、書面を期間を指定して、その期間内にこれを交付することができ

第六条の見出しを「(登録証明書の引替交付)」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 市町村の長は、第一項の申請があつた場合において、その登録証明書が著しく損傷し、又は汚損してゐると認めるときは、登録原票に基き新たに登録証明書を交付し、著しく損傷し、又は汚損してゐな

いと認めるときは、提出された登録証明書を送還しなければならぬ。

第六条中第五項を削り、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第五条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第六条に次の一項を加える。

7 市町村の長は、第一項の申請があつた場合には、その外国人の登録原票を新たな登録原票に書き換えることができる。

第七条第一項第一号中「二通」を「一通」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第三項中「都道府県知事の承認を受けて」を「登録原票に基き」に改め、同条中第七項を削り、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項中「前項」を「第三項」に、「盗難又は滅失」を「又は盗難」に改め、同項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第五条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第七条に次の一項を加える。

8 前条第七項の規定は、第一項の申請があつた場合に準用する。

第八条から第十一条までを次のように改める。

(居住地変更登録)

第八条 外国人は、居住地を変更した場合(同一の市町村の区域内で居住地を変更した場合を除く)には、新居住地に移転した日から十四日以内に、新居住地の市町村の長に対し、居住地変更登録申請書を提出して、居住地変更の登録を申請しなければならない。

2 外国人は、同一の市町村の区域内で居住地を変更した場合には、新居住地に移転した日から十四日以内に、その市町村の長に対し、居住地変更登録申請書を提出して、居住地変更の登録を申請しなければならない。

3 外国人は、第一項又は前項の申請をする場合には、その所持する登録証明書を提出しなければならない。この場合において、市町村の長は、当該登録証明書の居住地の記載を書き換えてこれを当該外国人に返還しなければならない。

4 市町村の長は、第一項の申請があつたときは、旧居住地の市町村の長に対し、すみやかに当該外国人に係る登録原票の送付を請求しなければならない。

5 前項の規定による請求を受けた市町村の長は、請求をした市町村の長に対し、すみやかに当該外国人に係る登録原票を送付しなければならない。

6 市町村の長は、第二項の申請があつたとき、又は前項の規定による登録原票の送付を受けたときは、当該外国人に係る登録原票に居住地変更の登録をしなければならない。

7 市町村の長は、第一項又は第二項の申請の場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、同項に定める期間を十四日を限り延長することができる。

第九条 外国人は、登録原票の居住地以外の記載事項に変更を生じた場合には、その変更を生じた日から十四日以内に、その居住地の市町村の長に対し、変更登録申請書及びその変更を生じたことを証する文書を提出して、その記載事項の変更の登録を申請しなければならない。

2 前条第三項及び第六項の規定は、前項の申請の場合に、同条第七項の規定は、前項の申請の期間についてそれぞれ準用する。この場合において、前条第三項中「居住地の記載」とあるのは「居住地以外の記載」と、同条第六項中「居住地変更の登録」とあるのは「居住地以外の記載事項の変更の登録」と読み替へるものとする。

2 市町村の長は、当該市町村の区域内に居住地を有する外国人が、前項に規定する理由によりその記載が事実と合致しなくなった登録証明書を提出したときは、その記載を書き換へなければならない。

第十一条 外国人は、第四条第一項の登録を受けた日から三年を経過する日前三十日以内に、その居住地の市町村の長に対し、次の各号に掲げる書類及び写真を提出して、登録原票の記載が事実と合致しているかどうかの確認を申請しなければならない。確認を受けた日から三年を経過する日前三十日以内においても、同様とする。

一 登録事項確認申請書一通
二 旅券
三 写真三葉

2 前項の申請の場合において、十四歳に満たない者については、写真提出することを要しない。

(市町村又は都道府県の廃置分合等に伴う変更登録)

第十条 市町村の長は、市町村又は都道府県の廃置分合、境界変更又は名称の変更により登録原票の記載が事実と合致しなくなったときは、登録原票に変更の登録をしなければならない。

2 市町村の長は、当該市町村の区域内に居住地を有する外国人が、前項に規定する理由によりその記載が事実と合致しなくなった登録証明書を提出したときは、その記載を書き換へなければならない。

第六条第三項又は第七条第三項の規定による登録証明書を交付することができない。

7 第三項の規定により登録証明書が交付されたときは、交付の日前に当該外国人に対して交付された登録証明書で紛失又は盗難に係るものは、その効力を失う。

8 外国人は、第三項の規定による登録証明書の交付を受けた場合において、前項の登録証明書を回復するに至つたときは、すみやかにその居住地の市町村の長に対し、当該登録証明書を返納しなければならない。

9 第六条第七項の規定は、第一項の申請があつた場合に準用する。

10 市町村の長は、第五項又は第八項の規定により返納を受けた登録証明書を、都道府県知事を経由し

に登録証明書を交付しなければならない。

4 第五条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

5 外国人は、第三項の規定による登録証明書の交付を受ける場合には、その所持する登録証明書を市町村の長に返納しなければならない。

6 市町村の長は、第三項の規定により登録証明書を交付したときは、交付の日前に当該外国人に対して交付された登録証明書に係る第六条第三項又は第七条第三項の規定による登録証明書を交付することができない。

7 第三項の規定により登録証明書が交付されたときは、交付の日前に当該外国人に対して交付された登録証明書で紛失又は盗難に係るものは、その効力を失う。

8 外国人は、第三項の規定による登録証明書の交付を受けた場合において、前項の登録証明書を回復するに至つたときは、すみやかにその居住地の市町村の長に対し、当該登録証明書を返納しなければならない。

9 第六条第七項の規定は、第一項の申請があつた場合に準用する。

10 市町村の長は、第五項又は第八項の規定により返納を受けた登録証明書を、都道府県知事を経由し

て法務大臣に送付しなければならない。
ない。

第十二条第一項中「本邦を出国する場合」の下に「(出入国管理令第二十六條の規定による再入国の許可を受けて出国する場合を除く。)」を加え、同条第三項中「第十五条各号」を「第十五条第二項各号」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(再入国の許可を受けて出国する者の登録証明書)

第十二条の二 外国人は、出入国管理令第二十六條の規定による再入国の許可を受けて本邦を出国する場合においては、その者が出国する出入国港において入国審査官に登録証明書を提出しなければならない。

2 入国審査官は、前項の規定による登録証明書の提出を受けたときは、当該外国人の出国前の居住地の市町村の長に対し、すみやかに当該登録証明書を送付しなければならない。

3 第一項の外国人は、本邦に再入国したときは、再入国した日から十四日以内に、出国前の居住地の市町村の長に対し、登録証明書の返還を申請しなければならない。

4 市町村の長は、前項の申請があつたときは、第二項の規定により送付を受けた登録証明書を当該外国人に返還しなければならない。

5 第二項の規定による登録証明書の送付を受けた市町村の長は、法務大臣から当該外国人に係る再入国の許可がその効力を失つた旨の通知を受けたときは、当該登録証明書を、都道府県知事を経由して法務大臣に送付しなければならない。

第十三条の見出し中「携帯を」受領、携帯に改め、同条第一項中「外国人は」の下に「市町村の長が交付し、又は返還する登録証明書を受領し、」を加え、「登録証明書」を「これ」に改め、同項に次のただし書を加え、同条第四項を削る。
ただし、十四歳に満たない外国人は、登録証明書を携帯していることを要しない。

第十四条中「第十一条第二項」を「第十一条第一項」に改め、「政令で定めるところにより、」を削り、「登録証明書交付申請書、登録証明書引替交付申請書、登録証明書再交付申請書又は指紋原紙」を「及び指紋原紙二葉」に改め、同条に後段として次のように加える。

第十五条の規定により、代理人が代つてその申請をする場合における本人についても、同様とする。

第十四条に次の三項を加える。
2 前項前段の規定による指紋は、同項に規定する申請と同時に(市

町村の長が指示したときは、その申請に伴つて交付される登録証明書の受領と同時に)押すものとし、同項後段の規定による指紋は、第十五条に規定する疾病その他身体の故障が登録証明書の受領前になつたときは受領と同時に、登録証明書の受領までになくならなかつたときは当該疾病その他身体の故障がなくなつた後直ちに押すものとする。

3 指紋の押す方法、前項に規定する時期に押すことができなかつた場合は相当でない場合における指紋の押す時期その他第一項の規定による指紋について必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定は、十四歳に満たない外国人には、適用しない。

第十五条の見出しを「(本人の出頭義務と代理人による申請等)」に改め、同条中「申請、届出若しくは返納」を「申請若しくは登録証明書の受領、提出若しくは返納」に、「第三条第一項、第七条第一項若しくは第五項、第八条第一項、第二項若しくは第六項、第十条第一項、第十一条第二項又は第十二条第一項若しくは第二項の申請、請求、届出又は返納」を「前項に規定する申請又は登録証明書の受領、提出若しくは返納」に改め、後段として次のように加える。
外国人又は外国人であつた者が

十四歳に満たない場合においては、第十二条の二第一項の規定による登録証明書の提出又は第七条第六項、第十一条第八項若しくは第十二条第二項若しくは第二項の規定による登録証明書の返納についても、同様とする。

第十五条を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

この法律に定める申請、登録証明書の受領、提出(第十二条の二第一項の規定によるものを除く)若しくは返納(第十一条第五項の規定によるものを除く)又は指紋の押すのは、自ら当該市町村の事務所に出席して行わなければならない。

第十五条の次に次の一条を加える。

(事実の調査)

第十五条の二 市町村の長は、第三条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項、第十一条第一項又は第十二条の二第三項の申請があつた場合において、申請の内容について事実上反することを疑ふに足りる相当な理由があるときは、外国人登録の正確な実施を図るため、その職員に事実の調査をさせることができる。この場合において、必要があるときは、当該申請をした外

国人に出頭を求めることができるとする。

2 前項の調査のため必要があるときは、市町村の職員は、当該申請をした外国人その他の関係人に対し質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 市町村の職員は、市町村の事務所以外の場所において前項の行為をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、当該申請をした外国人その他の関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第十六条の見出しを「(変更登録の報告)」に改め、同条第一項中「第八条第四項若しくは第七項、第九条第二項又は第十条第二項」を「第八条第六項(第九条第二項において準用する場合を含む)又は第十条第一項」に、「登録原票の記載の書換」を「変更登録」に改め、同項及び同条第二項中「通知」を「報告」に改める。

(実施規定)

第十七条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、法務省令で定める。

第十八条第一項第一号から第三号までを次のように改める。

昭和三十一年三月一日 衆議院會議録第十六号 外国人登録法の一部を改正する法律案

一 第三条第一項、第七条第一

項、第八条第一項若しくは第二

項、第九条第一項、第十一條第

一項又は第十二條の二第三項の

規定に違反してこれらの規定に

よる申請をしないでこれらの項

に規定する期間をこえて本邦に

在留する者

二 第三条第一項、第七条第一

項、第八条第一項若しくは第二

項、第九条第一項、第十一條第

一項又は第十二條の二第三項の

規定による申請(第十五条第二

項の規定による場合の申請を含

む)を妨げた者

第十八条第一項第四号中「第三

十二條第一項若しくは第二項又は第

十二條の二第一項」に改め、同項中

同号の次に次の一号を加える。

六の二 第七條第六項、第十一條

第五項若しくは第八項、第十二

條第一項若しくは第二項又は第

十二條の二第一項の規定による

登録証明書の返納又は提出(第

十五條第二項の規定による場合

の返納又は提出を含む)を妨げ

た者

第十八条第一項第七号を次のよう

に改め、同項第十号中「他人に」を削

る。

七 第十三條第一項若しくは第二

項の規定に違反して登録証明書

を受領せず、これを携帯せず、

第五項若しくは第八項、第十二條

第一項若しくは第二項若しくは第

十二條の二第一項の規定に違反し

て登録証明書の返納若しくは提出

をしなかつたときは、五千円以下

の過料に処する。第十二條第三項

本文の規定に違反して登録証明書

の返納をしなかつた者も、同様と

する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算

して六箇月をこえない範囲内にお

いて政令で定める日から施行す

る。

2 この法律の施行の際現に外国人

登録原票が作成されている外国人

に対するこの法律による改正後の

後、最初に新法第十一條第一項の

申請をした後は、この限りでな

い。

3 この法律の施行前に出入国管理

令第二十六條の規定による再入国

の許可を受けて本邦を出国した外

国人が、この法律の施行後に本邦

に入つたときは、この法律の施行

後最初に本邦に入つたときに限

り、再入国の許可によらないで本

邦に入つたものとみなす。

〔報告書は會議録に掲載〕

〔高橋順一君登壇〕

○高橋順一君 ただいま議題となりま

した外国人登録法の一部を改正する法

律案につきまして、提案の要旨及び委

員会における審議の経過並びに結果を

御報告申し上げます。

御承知のように、本年十月末ごろか

ら来年一月ごろまでの間に、五十数万

人に上る大量の外国人登録証明書の一

斉切りかえが行われ、しかも、この切

りかえに際しましては、十四才未満の

者を除いた三十数万人については指紋

の押捺をさせなければならぬことにな

つております。しかるに、従来とか

く好ましからざる事態を引き起して参

りましたこれらの切りかえ事務を、市

町村において計画的に円滑にかつ能率

的に処理できるようにするため、登録

証明書の有効期間を限定しないことに

改め、また、登録証明書の再交付の場

合に都道府県知事の承認を要しないこ

とに改め、さらに、外国人が再入国し

た場合の取扱いについて新たな規定

を設け、また、登録証明書の受領義務

に関する規定を新設する等、事務の簡

素化と現行規定の整備合理化をはか

りとするのが、本案提出の趣旨であり

ます。

さて、法務委員会におきましては、

本案が出入国管理令と密接なつながり

を持つ関係上、種々活発なる質疑が行

われましたが、これらの詳細は會議録

に譲りたいと存じます。

かくて、二月二十四日質疑を終了

し、討論に入りました。日本共産党よ

り反対意見、自由民主党より賛成意見

が述べられ、次いで、日本社会党よ

り、この法運用に当つては慎重にして

誤りなきを期すべき趣旨の希望意見を

付して賛成の討論がなされたのであり

ます。よつて、本案を採決いたしました

ところ、多数をもつて政府原案通り

可決いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 採決いたしました

す。本案を委員長報告の通り決する

に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(金谷秀次君) 起立多数。よつ

て、本案は委員長報告の通り可決いた

しました。(拍手)

一五一

つてはその選挙の期日前二日まで

第八十七条の次に次の一条を加える。

(知事、市長を退職した者の立候補制限)

第八十七条の二 都道府県知事又は市長の職の退職を申し出た者は、当該退職の申立があつたことに因り告示された都道府県知事又は市長の選挙における候補者となることができない。

第九十二条中第三号を第四号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第二号を次のように改める。

二 参議院(全国選出)議員の選挙

二十万円
三 参議院(地方選出)議員の選挙

十万円

第三百三十八条の二の次に次の一条を加える。

(人気投票の公表の禁止)

第三百三十八条の三 何人も、選挙に關し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならない。

第四百四十一条の二第二項中「運転手(その交替要員を含め二人に限る。)」を「公職の候補者、運転手(自動車一合につき一人に限る。)」に、同条第二項中「運転手」を「公職の候補者、運転手」に改める。

第四百四十二条第一項第二号中「五万枚」を「六万枚」に、「一万枚」を「二万枚」に改める。

「当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一を越える場合にはその一を増すごとに三千枚を一万五千枚に加えた数」に、同条第三項ただし書中「第二号から第四号まで」を「第二号」に、「同覧させること」を「同号に規定する自動車又は船舶に取り付けたまままで同覧させること、及び公職の候補者が同項第三号に規定するものを着用したまままで同覧すること」に改める。

員の選挙区の数が一である場合には一万五千枚、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一を越える場合にはその一を増すごとに三千枚を一万五千枚に加えた数」に、同条第三項ただし書中「第二号から第四号まで」を「第二号」に、「同覧させること」を「同号に規定する自動車又は船舶に取り付けたまままで同覧させること、及び公職の候補者が同項第三号に規定するものを着用したまままで同覧すること」に改める。

第三百四十三条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 第四百四十一条(自動車、拡声機及び船舶の使用)の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類で当該選挙の種類、公職の候補者の氏名及びその者の属する政党その他の政治団体の名称を記載したもの

三 公職の候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類

第四百四十四条第一項第一号本文中「参議院(地方選出)議員、都道府県知事」を削り、「二千枚」を「五千枚」に改め、同号ただし書を削り、同項第二号中「二万枚」を「五万枚」に改め、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一条を加える。

三 参議院(地方選出)議員及び都道府県知事の選挙に於ては、公職の候補者一人について、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一を越える場合にはその一を増すごとに三千枚を八千枚に加えた数

第四百四十八条第一項中「選挙運動の制限に關する規定」の下に「(第三百三十八条の三(人気投票の公表の禁止)の規定を除く。)」を加え、同条第三項第一号ハ中「六箇月」を「一年」に改める。

第四百四十八条の三を削る。

第五百五十一条第二項を次のように改める。

三 参議院(地方選出)議員及び都道府県知事の選挙に於ては、公職の候補者一人について、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一を越える場合にはその一を増すごとに三千枚を八千枚に加えた数

第四百四十八条第一項中「選挙運動の制限に關する規定」の下に「(第三百三十八条の三(人気投票の公表の禁止)の規定を除く。)」を加え、同条第三項第一号ハ中「六箇月」を「一年」に改める。

第四百四十八条の三を削る。

第五百五十一条第二項を次のように改める。

二 前項の放送の回数、公職の候補者一人について、衆議院議員の選挙に於ては概ね十回、その他の選挙に於ては概ね五回とする。但し、日本放送協会は、事情の許す限り、その回数を多くするよう努めなければならない。

第五百五十一条の三を第五百五十一条の四とし、第五百五十一条の二を第五百五十一条の三とし、第五百五十一条の次に次の一条を加える。

(政見放送及び経歴放送を中止する場合)

第五百五十一条の二 第百条第一項

第百六十四条の二第七項から第九項までを削り、同条第十項中「第七項の演説会告知用のポスター」を削り、同項を同条第七項とし、同条第十一項を削る。

第百六十四条の八第一項中「運転手、助手その他労務を提供する者(船舶を除く。を含む。)」を「運転手(船舶を除く。を含む。)」に改め、同条第二項中「一定の腕章」の下に「又は第四百四十一条の二第二項(乗車又は乗船する者の腕章)の規定による腕章」を加える。

第百六十八条第一項中「二十日」を「十八日」に改める。

第百七十四条第一項中「衆議院議員」を「衆議院議員の選挙に於ては」に改め、同条第三項中「三日」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については五日)」を、「二日」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については五日)」を、「二日」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については五日)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(氏名等の掲示を中止する場合)

第百七十四条の二 第百七十一条(選挙公報の発行を中止する場合)の規定は、第百七十三条第一項

【無投票当選】の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなつたときは、政見放送及び経歴放送の手続は、中止する。

二 天災その他避けることのできない事故その他特別の事情に因り政見放送又は経歴放送が不能となつた場合においては、これに代るべき政見放送又は経歴放送を行わない。

第百五十五条第一項中「三日」を「衆議院議員の選挙に於ては三日以内、その他の選挙に於ては二日」に改める。

第百五十八条の次に次の一条を加える。

(立会演説会の開催を中止する場合)

第百五十八条の二 第百条第一項

【無投票当選】の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなつたときは、立会演説会開催の手続は、中止する。

二 天災その他避けることのできない事故その他特別の事情に因り立会演説会の開催が不能となつた場合においては、これに代るべき立会演説会を行わない。

第百六十条中「前九条」を「前十条」に改める。

第百六十条の二第二項中「第百五十八条まで」を「第百五十八条の二まで」に改める。

第百六十四条の二第二項中「第百五十八条まで」を「第百五十八条の二まで」に改める。

第百七十四条の二 第百七十一条(選挙公報の発行を中止する場合)の規定は、第百七十三条第一項

【無投票当選】の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなつたときは、立会演説会開催の手続は、中止する。

二 天災その他避けることのできない事故その他特別の事情に因り立会演説会の開催が不能となつた場合においては、これに代るべき立会演説会を行わない。

第百六十条中「前九条」を「前十条」に改める。

第百六十条の二第二項中「第百五十八条まで」を「第百五十八条の二まで」に改める。

第百六十四条の二第二項中「第百五十八条まで」を「第百五十八条の二まで」に改める。

第百七十四条の二 第百七十一条(選挙公報の発行を中止する場合)の規定は、第百七十三条第一項

【無投票当選】の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなつたときは、立会演説会開催の手続は、中止する。

の三」を「第百五十一條の四」に改める。

第二百四十二條の次に次の一條を加える。

(人氣投票の公表の禁止違反)

第二百四十二條の二 第百三十八條の三(人氣投票の公表の禁止)の規定に違反して人氣投票の経過又は結果を公表した者は、二年以下の禁錮又は二万五千円以下の罰金に処する。但し、新聞紙又は雑誌にあつては、その編集を實際に担当した者又はその新聞紙若しくは雑誌の経営を担当した者を、放送にあつては、その編集をした者又は放送をさせた者を罰する。

第二百四十三條第八号の二中「第百六十四條の二第十項(個人演説会場の揭示)若しくは第十一項(個人演説会告知用ポスター)又は第二百一十一條の三第一項(ポスターの特例)」を「第百六十四條の二第七項(個人演説会場の揭示)」に改める。

第二百四十四條第三号及び第四号中「(第百六十四條の二第九項(個人演説会告知用ポスター)において準用する場合を含む。)」を削る。

第二百五十二條の二第一項中「又は第二百一十一條の十」を「第二百一十一條の十二」に改め、同条第二項第一号中「第二百一十一條の九」を「第二百一十一條の十」に改め、同項第二号

を削り、同項第三号中「第二百一十一條の九第四項」を「第二百一十一條の十第三項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第二百一十一條の九第五項若しくは第六項の規定又は第七項」を「第二百一十一條の十第四項若しくは第五項の規定又は第六項」に改め、同号を同項第三号とする。

第二百六十三條第十号の三を削る。

第二百六十四條第二項中「第十号の三」を削る。

附 則

1 この法律は、昭和三十一年二月一日から施行し、第六十八條の改正規定及び第八十七條の二の規定を加える改正規定は、この法律施行後に都道府県知事又は市長の職の退職を申し出た者につき適用する。

2 この法律施行の際すでにその期日を公示し、又は告示してある選挙については、なお従前の例による。

3 この法律施行の際現に公職選挙法第百四十八條第三項第一号イ及びロの条件を具備する新聞紙又は雑誌は、改正前の同号への条件を具備する場合に限り、改正後の同号への条件を具備しないものでも改正後の同号に該当する新聞紙又は雑誌とみなす。

4 この法律施行前にした行為及び第二項の規定により従前の例により行われる選挙に關してした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七號)の一部を次のように改正する。

第九十四條中「第二百三十五條の二第一号、第二号、第四号」を「第二百三十五條の二第一号、第二号」に改め、「第二百三十六條第二項」の下に、「第二百三十九條第四号、第二百四十二條の二」を加える。

6 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八號)の一部を次のように改正する。

第十一條中「第二百三十五條の二第一号、第二号及び第四号」を「第二百三十五條の二第一号及び第二号」に、「第二百四十條第三号」を「第二百三十九條第四号、第二百四十條第三号、第二百四十二條の二」に改め、同条の表のうち第六十八條第一項第二号の項中「重複立候補の禁止」の下に、「第八十七條の二(知事、市長を退職した者の立候補制限)」を加える。

この法律施行に要する経費は、この法律の施行にあつては、衆議院議員の総選挙について約二千万

円の減少、参議院議員の通常選挙については約三千万円の増加となる。

公職選挙法の一部を改正する法律案に對する修正案

公職選挙法の一部を改正する法律案に對する修正

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第八十七條の二の改正規定の次に次のように加える。

第八十九條第一項第一号中「内閣官房長官の下に」内閣官房副長官を加える。

第二百一十一條の五第四項の改正規定中「三以上」を「二以上」に改める。

附則第一項中「二月一日」を「三月十五日」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔加藤鐵五郎君登壇〕

○加藤鐵五郎君 ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につき、特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、公職選挙法施行の現行に於て、公職選挙法の一部を改正する法律案に對する修正案

その主たる内容を簡単に申し上げますと、一、参議院全国選出議員の候補者

の供託金を倍額に増した事、一、衆議院議員の選挙を除き、その他の選挙の選挙運動期間を短くしたこと、一、公職につくべき者を予想する人氣投票の公表を禁止したこと、一、選挙に關し報道及び評論を掲載する自由を有する新聞紙または雑誌の要件たる継続発行期間を延ばしたこと、一、知事及び市長の任期中自発的に退職を申し出た者の立候補を制限したこと、一、政党その他の政治団体の選挙における政治活動の規制の適正化をはかったこと等の諸点であります。

本案は、第二十三回国会に参議院が提出した議案でありましたが、同会期中には審査を終了するに至らず、閉会中審査に付して、今国会に継続したものであります。

特別委員会におきましては、数回にわたり委員会を開いて本案の審査を進め、また、言論界、法曹界より参考人を選定して意見を聞く等、審査の万全を期したのであります。

かくして、去る十六日に一応の賛成を終了し、その後修正点について協議を重ねました結果、自由民主党の青木正君外十五名より修正案が提出せられたのであります。その内容は、政党その他の政治団体の所属候補者の数の算定につきまして、参議院原案においては一の候補者は三以上の政党その他の政治団体の所属候補者として計算されることはできないとなつておるのを、

一の候補者は二以上の政党その他の政治団体の所属候補者として計算されることはできないこと、すなわち、三以上を二以上と改め、また、公務員として在職中候補に立ち得る者の中に、新たに内閣官房副長官を加えることとし、なお、原案の施行期日二月一日はすでに経過いたしましたので、これを三月十五日施行と改めるものであります。

去る二十七日修正案に対する質疑を終了し、引き続き原案及び修正案を一括して討論に付したところ、まず自由民主党を代表し青木正君より、修正案中二以上とした修正の理由は、決して労働組合等の政治団体の政治活動を抑えるというがごとき考えは毛頭なく、現在の二大政党の実情に照らし、ただただ選挙取締り上の公正を保ち、この混乱を防がんとする趣旨である旨を高調し、修正案及び修正部分を除く原案に賛成の意見を開陳されました。次に、日本社会党を代表して井堀繁雄君は、修正案中の候補者の数の算定に関する修正点については、参議院における各派共同提案としての立案の経緯に照らし、また、この修正は労働組合の政治活動を抑圧するものとして反対され、修正部分を除く原案には賛成の旨の意見が述べられたのであります。

引き続き採決いたしました結果、本案は多数をもって青木正君外十五名提

出の修正案の通り修正議決いたしました次第でございます。

詳細は委員會議録及び委員会報告書によつて御承知を願うことにいたします。以上、簡単であります。御報告をいたす次第でございます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 討論の通告があります。これを許します。井堀繁雄君。

〔井堀繁雄君登壇〕

○井堀繁雄君 私は、日本社会党を代表いたしましたとして、ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案について、次の三つの理由を明らかにいたしました。自由民主党の修正案に対する反対の意思表示をいたしましたと思うのでございます。

その一つは、ただいま委員長の報告にありましたように、手続の上に重大なる無理があるのであります。第二の問題は、修正の内容がきわめて悪質なものである点、第三は、選挙法の取扱いが非民主的である点を指摘しなければならぬのであります。(拍手)

まず手続の点であります。委員長報告にもありますように、本案は参議院の各派の共同提案になるものであります。参議院の院議を経て本院に提出されたものであります。かかる経過からいたしますと、当然、自民党といはしましては、本案の成立に共同の責任と義務を負うことは申すまでもないものであります。(拍手)しかるにもか

わらず、突如として修正案を提出いたしました。しかも、その内容についてであります。この点はあとで述べますが、この修正の内容は、案件の本質を全く左右するがごとき重大なる修正であるのであります。

かかる態度は、申すまでもなく、国会の運営を正常なルールの上において行ふという立場を乱すところの、すなわち、公的な協定をみずからじゅうりんとして、ただに眼前の党利党略のみ終始するといふ、きわめて非民主的な行為でありまして、かかる態度は公党として断じて許すべからざる不信行為である。(拍手)もし、このような態度が許されますならば、政党政治が責任政治であるという建前は、ここからくずれて参るものであります。わが国の政党政治が二大政党の中に健全な発展を希望してある現状におきまして、かかる政党の態度というものは、断じて許さるべきものでないと思うのであります。

自由民主党のため、まことに惜しむ次第でありまして、議会政治担当の責任を、深く、もっと真剣にお考えになりまして、日本の政党政治確立のために御精進あることを御忠告申し上げたいと思ふのであります。(拍手)

さらに、内容について申し述べなければならぬのであります。先ほどの委員長報告にありますが、先にこの改正原案は参議院の共同提案でありますので、わが党といはしまして

は、その責任の一端を分つ意味におきまして、改正原案に対しましては賛成の意を表しております。しかるに、自民党の修正案であります。その修正案は四つの点からなっております。その中の一つは、法第二百一条の五第四項の改正規定の中の「三以上」を「二以上」にするという、文字の上からいへば三を二にするだけのことであります。その持つ内容はきわめて重大であります。すなわち、政党その他の政治団体の選挙における選挙活動につきましては、参議院の改正案は数の上において制限を加えようというのであります。自民党の修正案の、三を二にするということは、政党以外の政治団体にたいして従来許されておるところの公正な選挙活動を、この法律によつて禁止するといふ結果になるのであります。このことは非常に大きな相違を来したのであります。

これを申すならば、従前の実例で皆さん御案内のように、全国的な組織を持ちます労働組合が、毎回行われたいち選挙に、成規の手続と、一定の候補者を規定いたします法の精神に基いて運動を行いましたことは申すまでもありません。こういう、きわめて合理的な、しかも日本の重要な政治的勢力を推進する行為が、この法律改正によつて全く禁止されることにな

すまでもなく、労働組合の健全なる成長、ことに、憲法で規定されておりますところの労働者の政治的基本権が、ここに全く奪われてしまうのであります。(拍手)このことは、近代社会におけるところの労働者の組織的人格というものが、今さら申し上げるまでもなく、すでに国際的な地位において、あるいは、わが国の民主化、平和の勢力確立のために一般に強く要請せられておりましたところの重大な意義を持つておるといふことは、皆さんの周知の事実であります。

私の強調したいことは、民主主義を推進するために、また、平和主義の確立を念願するために、また、民族の繁栄と経済の興隆をはかろうとしたしますためには、近代社会の原理に基きまして、労働者の個々の人格を尊重するとともに、その組織的人格が尊重されなければ、民主主義の実質は保たれないのであります。(拍手)この組織的な人格をさらに政治に反映せしめることによつて、そこに日本の民主主義政治の基礎が確立され、世界が願望するところの平和勢力の確立が進展して行くことは申し上げるまでもないのであります。これは無理難題か、あるいは故意か、ここに、かかる萌芽をつみとらんとするところの修正案であることは申し上げるまでもないのであります。こういう態度がここに許されるといいますならば、口に民主主義を唱え、

口に平和を説きましても、断じてこれを容認することはできないのであります。申すまでもなく、この原則を打ちこわすようなことをいたすところに、今日の政治の反動化が非難されてくるのであります。

私が次に申し上げなければなりませんことは、選挙法の改正についてであります。これに限るわけではありませんが、選挙法の改正につきましては、先ほど委員長からも述べられましたように、選挙を公正に、しかも適正に行うためのものであることは申すまでもございせん。しかし、選挙を公正に、公明に行うということは、たとえばスポーツの例にもありますように、そのルールというものが、その選挙に携わるものすべてに公平でなければならぬことは言うまでもない。さらに、国民の総意が選挙を通じて議院に反映してくるということは当然の措置でありますから、こういう法律を党利党略に利用するということは断じて許されないとあります。(拍手)しかるに、ただいま委員長の報告にありましますように、自民党は数の力を頼んで委員会を押し切ってしまったという、この取扱ひ方であります。

選挙法の公正を保ちますためには、政党政治の建前を貫く現状にありましては、十分政党間において話し合いをし、また、民意を十分反映せしめまして、お互いに納得の上で、かかる

基礎的な法案が作らるべきものであることは、民主主義政治を理解するものであります。直ちに同意されるはずであると思ひます。しかるに、今回とりました自民党の態度は、全くこの事実をゆがめ、委員会におきまして、しゃにむに、多数を頼んでこれを押し切った。今日、この自民党の正体は、この法律案審議の中に、民主主義を理解することのできない、すなわち、議会政治の公正なルールをみずから破壊するところの、あわれむべき行為と私は申さねばならないのであります。(拍手)かかる手段がもし今後続けられますならば、それは力による政治と何ら異なりません。

私どもの強調いたさなければならぬせんことは、かかる力をもつてなす政治方式というものは、かつてナチス・ドイツの歩んだ道を行くのじやないかと気づかわれることあります。御案内のように、ナチスの行き方は、表面、民主的な手続をとって参りました。すなわち、民主的な手続というヴェールに隠れまして、漸次その力をたくわえて、最後に独裁の段階、暴力政治を確立したことは、今さら申すまでもないのであります。こういうファッショ的な傾向——選挙法のごとき、公正に、かつ、各党が十分納得の上で成立せしむべき法案を、数の力によってこれを押し切るようなことをい

たしますことは、いかに民主主義を唱えましても、議会のルールを重んずることを主張いたしまして、みずからそのルールを破り、民主主義の行為をじゅうりんすることの事実、どうしていいないかと思ひますのでございせん。(拍手)かかる立場からいたしまして、今回とりました選挙法の改正は、一部の改正ではありますけれども、その行為は断じて許すことのできない、無謀なファッショを押し通すもの露骨な傾向であると断ぜざるを得ないのであります。

以上、簡単に、三つの理由をあげまして、自民党の猛省を促し、修正案の撤回をなされんことを希望いたしました。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) これにて討論は終局いたしました。
採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(杉山元治郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

日程第三 空港整備法案(内閣提出)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第三、空港整備法案を議題といたします。委員長

委員長の報告を求めます。運輸委員長松山義雄君。

空港整備法案

空港整備法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、空港の整備を図るため、その設置、管理、費用の負担等に関する事項を定め、もつて航空の発達に寄与することを目的とする。

(空港の定義及び種類)

第二条 この法律で「空港」とは、主として航空運送の用に供する公共用飛行場であつて、次に掲げるものをいう。

一 第一種空港 国際航空路線に必要な飛行場であつて、政令で定めるもの

二 第二種空港 主要な国内航空路線に必要な飛行場であつて、政令で定めるもの

三 第三種空港 地方的な航空運送を確保するため必要な飛行場であつて、政令で定めるもの

2 前項各号の政令においては、空港の名称及び位置を明らかにしなければならない。

(第一種空港の設置及び管理)

第三条 第一種空港は、運輸大臣が設置し、及び管理する。

(第二種空港の設置及び管理)

第四条 第二種空港は、運輸大臣が設置し、及び管理する。

2 運輸大臣は、当該空港の管理上適切であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、申請により地方公共団体に第二種空港を管理させることができる。この場合において、利害関係があると認められる地方公共団体があるときは、あらかじめ、その意見をきかなければならない。

3 地方公共団体は、前項前段の申請をしようとするとき、又は同項後段の規定により意見を述べようとするときは、その議会の議決を経なければならない。

4 第二項の規定により第二種空港を管理する地方公共団体は、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の規定の適用については、飛行場の設置者とみなす。

(第三種空港の設置及び管理)
第五条 第三種空港は、政令で定める関係地方公共団体が協議して定める地方公共団体が設置し、及び管理する。

2 前項の規定による協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

3 運輸大臣は、第一項の規定による協議につき、必要があると認めるときは、関係地方公共団体の申請によりあつせんすることができ

る。

(第二種空港における工事費用の負担等)

第六条 運輸大臣がその設置し、又は管理する第二種空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの新設又は改良の工事を施行する場合においては、その工事に要する費用は、国がその百分の七十五を、当該空港の存する都道府県がその百分の二十五をそれぞれ負担する。

2 前項の場合において、当該空港の設置により他の都道府県も著しく利益を受けるときは、運輸大臣は、その利益を受ける限度において、当該空港の存する都道府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都道府県に分担させることができる。

3 運輸大臣は、第一項の工事を施行しようとするときは、あらかじめ、前二項の規定により費用を負担すべき都道府県と協議しなければならない。

第七条 都道府県は、その区域内の市町村で当該空港の設置により利益を受けるものに對し、その利益を受ける限度において、当該都道府県が前条第一項又は第二項の規定により負担すべき負担金の一部を負担させることができる。

2 前項の規定により市町村が負担

すべき金額は、当該市町村の意見をきいた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

第八条 地方公共団体がその管理する第二種空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの新設又は改良の工事を施行する場合においては、その工事に要する費用は、国がその百分の七十五を、当該地方公共団体がその百分の二十五をそれぞれ負担する。

2 地方公共団体は、前項の工事を施行しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の承認を受けなければならない。

3 運輸大臣は、前項の承認をする場合には、第一項の規定により国が負担することとなる金額が予算の金額をこえない範囲内でなければならない。

4 地方公共団体がその管理する第二種空港において、一般公衆の利用に供する目的で次に掲げる工事を施行する場合には、国は、予算の範囲内で、当該工事に要する費用の百分の七十五以内を当該地方公共団体に對して補助することができる。

一 排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場又は橋の新設又は改良

二 政令で定める空港用地の造成又は整備

(第三種空港における工事費用の負担等)

第九条 地方公共団体がその設置し、又は管理する第三種空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの新設又は改良の工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国及び当該地方公共団体がそれぞれその百分の五十を負担する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 地方公共団体がその設置し、又は管理する第三種空港において、一般公衆の利用に供する目的で前条第四項各号に掲げる工事を施行する場合には、国は、予算の範囲内で、当該工事に要する費用の百分の五十以内を当該地方公共団体に對して補助することができる。

(災害復旧工事の費用の負担等)

第十条 運輸大臣がその設置し、又は管理する第二種空港において、滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの災害復旧工事(地震、高潮その他の異常な天然現象により生じた災害によつて必要となつた工事であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。)を施行する場合

には、その工事に要する費用は、国がその百分の八十を、当該空港の存する都道府県がその百分の二十をそれぞれ負担する。

2 第六條第二項及び第七條の規定は、前項の場合について準用する。

3 運輸大臣は、第一項の災害復旧工事を施行しようとするときは、あらかじめ、その旨を同項及び前項において準用する第六條第二項の規定により費用を負担すべき都道府県に通知しなければならない。

第十一条 地方公共団体がその管理する第二種空港又はその設置し、若しくは管理する第三種空港において、滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの災害復旧工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその百分の八十を、当該地方公共団体がその百分の二十をそれぞれ負担する。

2 地方公共団体は、前項の災害復旧工事を施行しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の認定を受けなければならない。

3 地方公共団体がその管理する第二種空港又はその設置し、若しくは管理する第三種空港において、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋又は第八條第四項第二号の政令で定める空港

用地の災害復旧工事を施行する場合においては、国は、予算の範囲内において、その工事に要する費用の百分の八十以内を当該地方公共団体に對して補助することができる。

(兼用工作物の工事の施行等)

第十二條 空港の施設で他の工作物と効用を兼ねるものの工事の施行、維持及び費用の負担については、当該空港を設置し、又は管理する運輸大臣又は地方公共団体と当該工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

(土地等の帰属)

第十三條 第六條第一項、第八條第一項若しくは第九條第一項の規定により国及び地方公共団体が費用を負担した工事又は第八條第四項若しくは第九條第三項の規定により国が費用を補助した工事のために取得した土地、工作物その他の物件は、第二種空港にあつては国に、第三種空港にあつては当該空港を設置し、又は管理する地方公共団体に帰属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件についても同様とする。

(国有財産の管理の委託)

第十四條 第四條第二項の規定により地方公共団体に第二種空港を管理させる場合は、運輸大臣は、当該地方公共団体に当該空港の範囲内にある国有財産(国有財産法(昭

和二十三年法律第七十三号) 第二
条の国有財産をいう。以下同じ。
の管理を委託するものとする。た
だし、国において必要なものは、
この限りでない。

2 前項の規定により国有財産の管
理を委託された地方公共団体は、
当該国有財産を他人に使用又は収
益をさせようとするときは、運輸
大臣の許可を受けなければならない。
い。

3 第一項の規定により地方公共団
体が管理を委託された国有財産に
ついては、当該地方公共団体にお
いて管理の費用を負担する。この
場合において、当該国有財産の使
用料及び賃賃料は、当該地方公共
団体の収入とする。

(国有財産の無償貸付)

第十五条 普通財産である国有財産
で第三種空港の範囲内にあるもの
は、国有財産法第二十二條の規定
にかかわらず、当該空港を設置
し、又は管理する地方公共団体に
無償で貸し付けることができる。

(不用となつた国有財産の譲与)

第十六条 第二種空港又は第三種空
港の供用の廃止又は範囲の変更が
あつた場合においては、国は、国
有財産法第二十八條の規定にかか
わらず、当該空港の範囲内又は当
該空港の範囲から除かれた区域内
に存する不用となつた土地、工作

物その他の物件のうち、普通財産
である国有財産を、当該空港又は
当該空港の範囲から除かれた部分
につき第六條第一項若しくは第二
項、第八條第一項若しくは第九條
第一項の規定により費用を負担
し、又は第八條第四項若しくは第
九條第三項に規定する工事の費用
を負担した地方公共団体に、その
負担した費用の額の範囲内におい
て譲与することができる。

(北海道の特例)

第十七条 国は、北海道の区域内の
第二種空港又は第三種空港の設置
又は管理に要する費用について
は、政令で定めるところにより、
第六條第一項、第八條第一項、第
九條第一項、第十條第一項若しく
は第十一條第一項に規定する負担
割合以上の負担又は第八條第四
項、第九條第三項若しくは第十一
條第三項に規定する補助率以上の
補助をすることができる。

(政令への委任)

第十八条 この法律に規定するもの
のほか、この法律の施行に関し必
要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

(運輸省設置法の一部改正)

2 運輸省設置法(昭和二十四年法

律第五百五十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第四條第一項第四十四号の七の
次に次の一号を加える。
四十四の七の二 空港の設置及
び管理に関し、地方公共団体の
を助成すること。

第二十八條の二第二項第十号の
次に次の一号を加える。
十の二 空港の設置及び管理に
関する地方公共団体の助成に
関すること。

(離島振興法の一部改正)

離島振興法(昭和二十八年法律
第七十二号)の一部を次のように
改正する。
第四條第一号中「道路」の下に
「空港」を加える。

第九條第二項中「並びに道路法
(昭和二十七年法律第八十号)第
五十六條を」「道路法(昭和二十
七年法律第八十号)第五十六條、
空港整備法(昭和三十一年法律
第八號)第六條第一項、同法第
八條第一項及び第四項並びに同法
第九條第一項及び第三項」に改め
る。

別表に次のように加える。

(四) 空港整備法第六條第一項、
第八條第一項及び第四項並び
に第九條第一項及び第三項に
規定する費用について

空港の 区分	事業の 区分	事業 主体	国庫の負担 割合又は補 助割合
第二種空港 第三種空港	排水施設、着陸帯、誘導路、エプロン、 自動車駐車場若しくは橋の新設若しくは 改良又は空港用地の造成若しくは整備	国又は 地方公 共団体	百分の百

4 奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次
のように改正する。
第五條に次の一項を加える。

4 前項の規定は、空港整備法(昭和三十一年法律第 号)第二條第一
項第二号の第二種空港について準用する。

別表第一中
都市計画法(大正八年法律第三十六号)第三條に規定する都市計
画事業で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの

都市計 画	都市計画法(大正八年法律第三十六号)第三條に規定する都市計 画事業で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの
空港	空港整備法第二條第一項の空港(第一種空港を除く。)の新 設又は改良で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定する もの

改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔松山義雄君登壇〕

○松山義雄君 たいだいま議題となりま
した空港整備法案について、運輸委員
会における審議の経過並びに結果を御
報告申し上げます。

まず本法案の趣旨を簡単に御説明い
たしますと、航空が政治経済活動を能
率化し、機敏迅速をとりとぶ現代の傾
向に即応した最もすぐれた交通手段で
あることは異論のないところでありま

す。しかるに、わが国の航空交通は、
その拠点である空港が現在よりやく一
部の幹線のみが整備されているにす
ぎず、主要各国に比し著しく立ち遅れ
ている状態でありまして、早急に各地
の空港を整備拡充するより強く要望さ
れているのであります。よって、この
要望にこたえまして、空港の整備をは
かるために必要な規定を設け、もって
航空の発達を促進しようとするのが、
本法案の目的であります。

次にその内容のおもなる点をあげますと、まず第一点は、空港の種類をその性格に従ひまして三種に分け、第一種空港は国際航空路線に必要な飛行場、第二種空港は主要な国内航空路線に必要な飛行場、第三種空港は地方的な航空運送を確保するため必要な飛行場でありまして、それぞれ政令で指定しようとするのであります。

次に、第二点は、空港の設置、管理であります。第一種空港及び第二種空港は運輸大臣が、第三種空港は地方公共団体がそれぞれ設置、管理を行うこととして、管理主体の明確を期しております。なお、第二種空港につきましては、地方公共団体が管理を希望する場合には、管理権を地方公共団体へ移譲できるようにいたしております。

第三点は、空港の建設、整備に要する費用の分担等でありまして、第一種空港は、その全額を国庫が負担し、第二種空港と第三種空港については、国と地方公共団体とが費用を分担することといたしております。

本法案は、去る二月二十一日日本委員会に付託され、翌二十二日政府より提案理由の説明を聴取し、同月二十四日質疑が行われましたが、その内容は会議録に譲ることといたします。

同月二十八日、討論を省略いたしまして、直ちに採決の結果、全会一致をもって政府原案通り可決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第四 道路整備特別措置法案

(内閣提出)

日程第五 日本道路公団法案(内閣提出)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第四、道路整備特別措置法案、日程第五、日本道路公団法案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員長徳安實藏君。

道路整備特別措置法案
(この法律の目的)
第一条 この法律は、その通行又は利用について料金を徴収することのできる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もつて道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的とする。

(用語の定義)
第二条 この法律において「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。)による道路をいう。

2 この法律において「道路管理者」とは、法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

3 この法律において「料金」とは、日本道路公団(以下「公団」という。)又は道路管理者が道路の通行又は利用について徴収する料金をいう。

(公団の行う有料の道路の新設又は改築)
第三条 公団は、一級国道、二級国道、都道府県道又は法第七条第三項に規定する指定市(以下単に「指定市」という。)の市道が次の各号に規定する条件に該当し、かつ、当該道路が都道府県道又は指定市の市道である場合においては、当該道路の新設又は改築が国の利害に特に関係があると認められるものであるときに限り、法第十二

条、第十三条第一項若しくは第二項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項本文、第十八条第一項若しくは第二項本文又は法第十八条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したもの)とみなされる協議を含む。)にかかわらず、建設大臣の許可を受け、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

一 当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものであること。

二 通常他に道路の通行又は利用の方法があつて、当該道路の通行又は利用が余儀なくされるものでないこと。

2 公団は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他建設省令で定める書面を添附して、次に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

一 路線名及び工事の区間
二 工事方法
三 工事予算
四 工事の着手及び完成の予定年月日
五 収支予算の明細
六 料金
七 料金の徴収期間

3 建設大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路の新設又は改築が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることができる。

4 公団は、第一項の許可を受けた後、第二項第一号から第三号まで、第六号又は第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

5 公団は、第一項の許可を受けた後、第二項第四号又は第五号に掲げる事項のみを変更しようとするときは、建設大臣に届け出ることをもつて足りる。

6 建設大臣は、第一項若しくは第四項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

(公団の行う有料の道路の維持、修繕等)
第四条 公団は、前条第一項の許可(前条第四項の許可を含む。以下同じ。)を受けて新設し、又は改築した道路については、法第十四条第一項若しくは第二項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項本文又は法第十八条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したもの)とみなされる協議を含む。)又は道路の修繕に関する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)第二条第一項の規定にかかわらず、第十条第二項の規定により公告する工事完了の日の

翌日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び法第十四条第一項に規定する災害復旧（以下単に「災害復旧」という。）を行ふものとする。

（公団の行ふ有料の道路の維持、修繕等の特例）

第五条 公団は、第三条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路の維持又は修繕に関する工事に特に多額の費用を要し、かつ、当該道路の道路管理者が当該道路の維持又は修繕に関する工事を行うことが著しく困難又は不適当であると認められるときに限り、建設大臣の許可を受けて、前条に規定する期間の経過後においても、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行つて、料金を徴収することができる。

2 公団は、前項の許可を受けようとするときは、第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日の六月前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

一 路線名並びに維持及び修繕を行ふ区間
二 維持及び修繕に関する工事の方法

三 維持及び修繕に関する工事に要する費用の見積

四 料金

3 建設大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路の維持及び修繕に関する工事が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることができる。

4 公団は、第一項の許可を受けた後、第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

5 第三条第六項の規定は、建設大臣が第一項又は前項の許可をした場合に準用する。

（道路管理者との協議等）

第六条 公団は、第三条第一項の許可又は前条第一項の許可（前条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けようとする場合において、申請に係る道路が一級国道又は二級国道であるときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は指定市の市道であるときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者の同意を得なければならない。

2 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、道路管理者である地方公共団体（都道府県知事又は市の長である道路管理者にあつては、その統轄する都道府県又は市の）の議会の議決を経なければならない。

（道路管理者の権限の代行）

第七条 公団は、第三条第一項の許可を受けて道路を新設し、又は改築する場合、第四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代つてその権限のうち次の各号に掲げるものを行うものとする。

一 法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。

二 法第二十条第一項の規定により道路に関する工事及び道路の維持について協議すること。

三 法第二十一条第一項の規定により道路に関する工事を施行させ、及び道路の維持をさせること。

四 法第二十二條第一項の規定により道路に関する工事を施行させること。

五 法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。

六 法第二十四条本文の規定により道路に関する工事又は道路の維持を行うことを承認し、及び法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を附すること。

七 法第三十一条第一項の規定により協議すること。

八 法第三十八条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用に関する工事を自ら施行すること。

九 法第四十条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な指示をすること。

十 法第四十五条第一項並びに第四十八条第一項及び第二項の規定により道路標識を設けること。

十一 法第四十六条の規定により道路の通行を禁止し、又は制限し、及び法第四十八条第三項の規定により通知すること。

十二 法第四十七条第二項の規定により必要な措置をすること。

十三 法第七十一条第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により聴聞を行い、及び同条第一項又は第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により処分をし、又は措置

を命ずること。ただし、法第三十二条第一項及び第三項、第三十七条第一項、第四十四条第四項並びに第四十七条第三項の規定に係るものを除く。

十四 法第九十一条第一項の規定により許可をすること。

2 公団は、前項の規定により当該道路の道路管理者に代つてその権限のうち前項第一号、第二号、第七号又は第十四号に掲げるものを行おうとするときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者の意見をきき、これらの権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により公団が道路管理者に代つて行ふ権限は、公団が第三条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合にあつては、第十条第一項の規定により公告する工事開始の日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行ふことができるものとし、公団が第五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合にあつては、第十四条第一項の規定により公告す

る料金の徴収開始の日から行うことが出来るものとする。

(道路管理者の行う有料の道路の新設又は改築)

第八条 道路管理者(都道府県及び市町村である場合に限る。以下この条、次条第一項、第十四条第二項、第十五条、第十六条第三項及び第二十三条において同じ)は、道路の新設又は改築に要する費用の全部又は一部が償還を要するものであり、かつ、当該道路が第三条第一項各号に規定する条件に該当する場合に限り、建設大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 道路管理者は、前項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た上、設計図その他建設省令で定める書面を添附して、第三条第二項各号に掲げる事項及び元利償還年次計画を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路の新設又は改築が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることができ、

り、第一項の許可をすることができ、

4 道路管理者は、第一項の許可を受けた後、第三条第二項第一号から第三号まで、第六号又は第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

5 道路管理者は、第一項の許可を受けた後、第三条第二項第四号若しくは第五号に掲げる事項又は元利償還年次計画のみを変更しようとするときは、建設大臣に届け出ることをもつて足りる。

6 建設大臣は、市町村(指定市を除く)である道路管理者に対し第一項の許可をしたときは、当該許可に係る道路の路線名及び工事の区間並びに工事方法を当該道路の路線の存する区域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。第四項の規定により道路の路線名及び工事の区間又は工事方法の変更を許可したときも、同様とする。

(工事の廃止)

第九条 公団は、第三条第一項の許可を受けた後、当該許可に係る道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出してその許可を受けなければならない。道路管理者が、

前条第一項の許可(前条第四項の許可を含む。以下同じ)を受けた後、当該許可に係る道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときも、同様とする。

一 廃止しようとする路線名及び工事の区間

二 廃止の予定年月日

三 廃止の理由

2 建設大臣は、前項前段の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

(公団の行う有料の道路に関する工事の公告)

第十条 公団は、第三条第一項の許可を受けた道路の新設又は改築に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、当該道路の路線名及び工事の区間、工事の種類並びに工事開始の日を官報で公告しなければならない。

2 公団は、前項に規定する工事の全部又は一部を完了し、又は工事を廃止しようとするときは、あらかじめ、前項の規定に準じてその旨を公告しなければならない。

(料金の額の基準)

第十一条 料金の額は、第三条第一項、第五条第一項又は第八条第一項の許可に係る道路の通行又は利用により通常受ける利益の限度を

こえないものでなければならない。

2 前項に規定するもののほか、同項の料金の額の基準は、政令で定める。

(料金徴収の対象)

第十二条 料金は、第三条第一項、第五条第一項又は第八条第一項の許可に係る道路を通行し、又は利用する道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十号)第二条第四項に規定する諸車及び同条第七項に規定する無軌条電車から徴収する。ただし、同法第十条第三項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

2 トンネル及び橋並びに渡船施設、道路用エレベーターその他政令で定める施設については、前項本文の規定にかかわらず、当該トンネル若しくは橋又は施設を通行し、又は利用する人からも料金を徴収することができる。

(運輸大臣の意見の聴取)

第十三条 建設大臣は、第三条第一項又は第八条第一項の許可をしようとするときは、第三条第二項第六号の料金の係る部分について、あらかじめ、運輸大臣の意見をきかなければならない。

2 前項の規定は、建設大臣が第五条第一項の許可をしようとする場

合に準用する。この場合において、前項中「第三条第二項第六号」とあるのは、「第五条第二項第四号」と読み替えるものとする。

(料金の額及び徴収期間の公告又は公示)

第十四条 公団は、料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、その額及び徴収期間(第五条第一項の許可を受けて料金を徴収しようとするときは、徴収開始の日。以下この項において同じ)を官報で公告しなければならない。当該料金の額又は徴収期間を変更しようとするときも、同様とする。

2 道路管理者は、料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、その額及び徴収期間を道路管理者である都道府県又は市町村の長の定める方法で公示しなければならない。当該料金の額又は徴収期間を変更しようとするときも、同様とする。

(有料の道路の工事の検査)

第十五条 公団又は道路管理者は、第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けた道路の新設又は改築に関する工事の途中において、建設省令で定めるところにより、公団又は都道府県若しくは指定市である道路管理者にあつては建設大臣、市町村(指定市を除く)であ

る道路管理者にあつては都道府県知事の検査を受けなければならない

い。工事が完了したときも、同様とする。

2 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定による検査の結果当該道路の構造が第三項第一項又は第八項第一項の許可を受けた工事方法に適合しないと認めるときは、それぞれ公団又は当該道路の道路管理者に対し、当該道路の構造が当該許可を受けた工事方法に適合することとなるように工事方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(有料の道路の供用の開始)

第十六条 公団は、前条第一項後段の規定による検査に合格したときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた道路管理者は、遅滞なく、当該道路の供用を開始しなければならない。

3 第八項第一項の許可を受けた道路管理者は、前条第一項後段の規定による検査に合格した後でなければ、当該道路の供用を開始してはならない。

(道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等)

第十七条 道路管理者は、公団が第三項第一項の許可を受けて新設し若しくは改築し、第四項第一項の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は第五項第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路(以下「公団の管理する道路」という。)について、次の各号に掲げる権限を行うおとるときは、あらかじめ、公団の意見をきかなければならない。

可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路(以下「公団の管理する道路」という。)について、次の各号に掲げる権限を行うおとるときは、あらかじめ、公団の意見をきかなければならない。

一 法第二十条第一項の規定により道路の管理の方法(工事の施行及び維持を除く。)について協議すること。

二 法第三十二条第一項又は第三項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可をすること。

三 法第三十四条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)及び第八十七条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により条件を附すること。

四 法第三十五条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により協議すること。

五 法第三十七条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路の占用を禁止し、又は制限すること。

六 法第四十四条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路に接続する区域を沿道区域とし

て指定し、又は同条第四項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

七 法第四十七条第三項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

八 法第七十一条第一項又は第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第三十二条第一項若しくは第三項、第三十七條第一項、第四十四条第四項又は第四十七條第三項の規定に係る許可等について処分をし、又は措置を命ずること。

2 道路管理者は、公団の管理する道路について、前項各号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を公団に通知しなければならない。

(道路管理者に対する処分等の請求)

第十八条 公団は、公団の管理する道路の管理に必要があると認めるときは、当該道路の道路管理者に対して、必要な処分等を行うことを求めることができる。

(公団の行う有料の道路の管理に関する費用)

第十九条 公団の管理する道路の管理に関する費用は、この法律及び

日本道路公団法(昭和三十一年法律第 号)に特別の規定がある場合を除くほか、公団の負担とする。

(兼用工作物の費用)

第二十条 前条の規定により公団の負担すべき道路の管理に関する費用で、当該道路が他の工作物(法第二十条第一項に規定する他の工作物をいう。以下この条において同じ。)と効用を兼ねるものに関するものについては、公団は、他の工作物の管理者と協議してその負担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2 前項の場合において、他の工作物が河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四條第二項に規定する河川の附属物であるときは、同法第三十条の規定を適用する。

3 第一項の規定による協議が成立しない場合においては、公団又は当該他の工作物の管理者は、建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に裁定を申請することができる。

4 建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣は、前項の規定による申請に基いて裁定をしようとする場合においては、公団及び当該他の工作物の管理者の意見をきかなければならない。

5 前項の規定により建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、公団と当該他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなす。

(道路に関する費用についての道路法の規定の準用)

第二十一条 法第五十七条から第六十条まで、第六十一条第一項及び第二項、第六十二条並びに第六十三條の規定は、公団の管理する道路について準用する。この場合において、法第五十七條中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び日本道路公団以外の者」と、同条中「同条の規定により道路管理者の承認を受けた者」とあるのは「道路整備特別措置法第七條第一項第六号の規定により第二十四條本文の規定による道路管理者の権限を代つて行う日本道路公団の承認を受けた者」と、法第五十八條第一項、第五十九條第三項又は第六十一条第一項中「道路管理者」とあるのは「日本道路公団」と、法第六十條本文中「第二十一条第一項の規定によつて道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第七條第一項第三号の規定により第二十一条第一項の規定による道路管理者の権限を代つて行う日本道路公団」と、法第六十一条第二

項中「道路管理者である地方公共団体の条例」とあるのは「政令」と、法第六十二条後段中「第三十八条第一項の規定により道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第七條第一項第八号の規定により第三十八条第一項の規定による道路管理者の権限を代つて行ひ日本道路公団」と読み替へるものとす。

(国の行ひ事業等に対する負担金の徴収)

第二十二條 法第三十五條に規定する事業に対する前条において準用する法第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十條ただし書、第六十一條第一項及び第二項並びに第六十二條後段の規定による負担金の額の決定並びにその徴収方法については、これらの基準を政令で定めることができる。

(収入の帰属)

第二十三條 第三條第一項及び第五條第一項の規定に基づく料金並びに第二十一條において準用する法第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十條ただし書、第六十一條第一項及び第六十二條後段の規定に基づく負担金は、公団の収入とし、第八條第一項の規定に基づく料金は、道路管理者の収入とする。

(義務履行のために要する費用)

第二十四條 この法律又はこの法律に基づく命令によつて公団がする規

分による義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担しなければならない。

(負担金等の強制徴収)

第二十五條 法第七十三條の規定は、第三條第一項及び第五條第一項の規定に基づく料金並びに第二十一條において準用する法第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十條ただし書、第六十一條第一項及び第六十二條後段の規定に基づく負担金について準用する。この場合において、法第七十三條第一項中「道路管理者(一級国道又は二級国道にあつては道路管理者である都道府県知事の統轄する都道府県。以下本条中同じ。)」とあるのは「日本道路公団」と、同条第二項又は第三項中「道路管理者」とあるのは「日本道路公団」と、同条第二項中「条例」とあるのは「政令」と読み替へるものとする。

(法令違反等に関する監督)

第二十六條 建設大臣は、次の各号の一に該当する場合においては、公団の管理する道路に関し、公団に対して、その処分取消、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のために必要な措置をすることを命ずることができる。

一 公団のした処分又は工事が法及びこの法律若しくはこれらに

基づく命令又はこれらに基いて建設大臣がした処分に違反すると認められる場合

二 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため特に必要があるとき認められる場合

2 前項の規定による建設大臣の処分により公団が自己の処分を取り消し、又は変更したことに伴ひ、損失を受けた者がある場合においては、公団は、損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 法第六十九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項又は第三項中「道路管理者」とあるのは、「日本道路公団」と読み替へるものとする。

(道路の管理に関する勧告等)

第二十七條 建設大臣は、公団に対して、公団の管理する道路の管理に關し必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

(公団が取得する有料の道路の敷地等の帰属)

第二十八條 公団が道路の新設又は改築のために取得した道路を構成する敷地又は支壁その他の物件は、公団に帰属する。

2 普通財産である国有財産は、公団が一級国道、二級国道、都道府県道又は指定市の市道の用に供す

る場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十二條の規定にかかわらず、公団に無償で貸し付けることができる。

(訴願)

第二十九條 公団がした次の各号の一に掲げる処分について不服のある者は、処分があつた日から三十日以内に建設大臣に訴願することができる。

一 第七條第一項第三号又は第四号の規定により公団が道路管理者に代つてする法第二十一條第一項又は第二十二條第一項の規定による命令

二 第七條第一項第五号又は第八号の規定により公団が道路管理者に代つてする法第二十三條第一項又は第三十八條第一項(法第九十一條第二項において準用する法第三十一條第二項)の規定による工事を目録施行すること。

三 第七條第一項第六号の規定により公団が道路管理者に代つてする法第二十四條本文の規定による承認を与えないこと。

四 第七條第一項第九号の規定により公団が道路管理者に代つてした法第四十條第二項(法第九十一條第二項において準用する法第七十一條第二項)の規定に基づく指示

十二号の規定により公団が道路管理者に代つてした法第四十六條又は第四十七條第二項の規定に基づく通行の禁止又は制限その他の処分

六 第七條第一項第十三号の規定により公団が道路管理者に代つてした法第七十一條第一項又は第二項(法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく処分

七 第七條第一項第十四号の規定により公団が道路管理者に代つてする法第九十一條第一項の規定による許可を与えないこと。

八 第二十一條において準用する法第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十條ただし書、第六十一條第一項及び第六十二條後段の規定により公団が課した負担金の額の決定

九 第二十五條において準用する法第七十三條第一項から第三項までの規定により公団がした処分

十 法第七十二條第三項(法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定により公団が補償金の負担を命じたこと又はその負担額の決定

2 法第九十六條第六項の規定は、前項の規定による訴願の裁決に不服がある者について準用する。

(道路法の適用)

第三十条 この法律による道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理については、この法律に定めるものを除くほか、法(第五十条から第五十三条までを除く)の規定の適用があるものとする。この場合において、公団の管理する道路を公団が管理し、又は管理しようとするときにおいては、法第二條第二項、第四十二條第一項、第六十六條第一項、第六十八條、第六十九條、第七十條第一項、第三項若しくは第四項、第七十一條第四項、第七十二條第一項若しくは第三項又は第九十二條第四項中「道路管理者」とあるのは「日本道路公団」と、法第二十四條中「道路管理者以外の方」とあるのは「道路管理者及び日本道路公団以外の方」と、法第七十一條第四項中「その吏員のうちから道路監理員を命じ、第二十四條、第三十二條第一項若しくは第三項、第三十七條、第四十條、第四十三條、第四十四條第三項若しくは第四項、第四十六條若しくは第四十七條の規定又はこれらの規定に基づく処分」とあるのは「その職員のうちから道路監理員を命じ、第二十四條、第四十條、第四十三條、第四十六條若しくは第四十七條の規定又は道路

整備特別措置法第七條第一項第六号、第九号、第十一号若しくは第十二号の規定により日本道路公団が代つてこれらの規定に基づく処分」と、法第七十二條第一項中「第二十四條又は第三十二條第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七條第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四條本文の規定による承認」とする。

2 法第十條、第七十四條及び第八十五條の規定は、公団の管理する道路については適用しない。

3 この法律の規定により道路管理者に代つてその権限を行う公団は、法第八章(第六六條を除く)の規定の適用については、道路管理者とする。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(旧法の廃止)

第二條 道路整備特別措置法(昭和二十七年法律第六十九号)以下「旧法」といふは、廃止する。

(経過規定)

第三條 この法律(以下「新法」といふ)の施行の際現に旧法第三條第一項の規定により建設大臣が新設

し、又は改築している道路については、公団が当該道路の新設又は改築を行うものとする。この場合において、旧法第三條第一項の規定に基き建設大臣が決定した当該道路の路線名及び工事の区間、工事方法及び工事予算は、公団が新法第三條第一項の許可を受けた事項とみなして同法の規定を適用する。

2 公団は、公団の成立の日から一年以内に、前項の規定により公団が新設し、又は改築する道路に係る工事の完成の予定年月日、収支予算の明細、料金及びその徴収期間について建設大臣の許可を受けなければならぬ。この場合において、建設大臣のした許可は、新法第三條第一項の許可とみなして同法の規定を適用する。

第四條 新法の施行の際現に旧法第三條第一項の規定により建設大臣が新設し、又は改築して料金を徴収している道路については、公団が当該道路の維持、修繕その他の管理を行うものとする。この場合において、建設大臣が旧法第三條第一項の規定に基き決定し、かつ、同法第五項の規定により告示した料金の額及び徴収期間は、それぞれ公団が新法第三條第一項の許可を受け、かつ、同法第十四條第一項の規定により公告した料金

の額及び徴収期間とみなして同法の規定を適用する。

第五條 新法の施行の際現に旧法第六條第一項の規定により道路管理者が新設し、若しくは改築し、又は料金を徴収している道路については、旧法第六條、第八條から第十條まで及び第十三條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用については、同法第八條第三項若しくは第四項又は第九條中「建設大臣」とあるのは、「日本道路公団」とする。

2 公団は、前項に規定する道路の道路管理者と協議して、新設し、又は改築している道路にあつては当該道路の新設又は改築、料金を徴収している道路にあつては当該道路の維持、修繕その他の管理を自ら行うことができる。

3 前項の規定による協議が成立して公団が行う当該道路の新設又は改築は、新法第三條第一項の許可を受けて公団が行う新設又は改築とみなし、前項の規定による協議が成立して公団が行う当該道路の維持、修繕その他の管理は、同法第四條の規定によつて公団が行う維持、修繕その他の管理とみなし、当該道路の道路管理者が旧法第六條第八項の規定により告示した料金の額及び徴収期間は、公団

が新法第十四條第一項の規定により公告した料金の額及び徴収期間とみなして同法の規定を適用する。

4 第二項の規定により道路管理者が協議に応じようとするときは、道路管理者である地方公共団体(都道府県知事である道路管理者にあつては、その統轄する都道府県)の議会の議決を経なければならぬ。

5 第二項の規定により協議が成立した場合においては、公団は、当該協議について建設省令で定める手続に従い、建設大臣に報告しなければならない。

第六條 旧法又は旧法に基く命令によつてした処分、手続その他の行為は、附則第三條から前条までに規定するものを除くほか、新法中これに相当する規定がある場合には、それぞれ新法の規定によつてしたものとみなす。

[報告書は会議録追録に掲載]

日本道路公団法案

日本道路公団法

目次

第一章 総則(第一條―第七條)

第二章 役員及び職員(第八條―第十八條)

第三章 業務(第十九條―第二十條)

条

第四章 財務及び会計(第二十一

条—第三十三条)

第五章 監督(第三十四条・第三

十五条)

第六章 補助(第三十六条—第三

十九条)

第七章 罰則(第四十条—第四十

二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本道路公団は、その通行又は利用について料金を徴収することができ、道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等によつて、道路の整備を促進し、円滑な交通に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 日本道路公団(以下「公団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、建設大臣の認可を受け、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公団の資本金は、附則第九条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

(登記)

第五条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称使用の制限)

第六条 公団でない者は、日本道路公団という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(民法の適用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、公団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 公団に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、公団を代表し、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行ふ。

3 理事は、総裁の定めるところにより、公団を代表し、総裁及び副

総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行ふ。

4 監事は、公団の業務を監査する。

(役員の内命)

第十条 総裁及び監事は、建設大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、総裁が建設大臣の認可を受けて任命する。

(役員の内命)

第十一条 役員の内命は、四年とする。ただし、補充の役員の内命は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ

(役員の内命)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 国務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員
- 二 政党の役員
- 三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員

(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員の内命)

第十三条 建設大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 建設大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。

3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

(役員の内命)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十五条 公団と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項について、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第十六条 総裁、副総裁及び理事は、公団の職員のうちから、公団の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の内命)

第十七条 公団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)
第十八条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

- 一 その通行又は利用について料金を徴収することができる道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路をいう。)

の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行ふこと。

二 前号の道路に係る災害復旧工事を

三 その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場

の建設及び管理を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五 前四号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、国又は地方公共団体の委託により、道路の新設及び改築並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。

(業務方法書)

第二十條 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、建設省令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十一條 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)

第二十二條 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十三條 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日まで、に完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十四條 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完了後二月以内に、建設大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけないなければならない。

3 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十五條 公団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び道路債券)

第二十六條 公団は、建設大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は道路債券を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による道路債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、建設大臣の認可を受けて、道路債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、道路債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(政府からの貸付等)

第二十七條 政府は、公団に対し長期若しくは短期の資金の貸付をし、又は道路債券の引受をすることができ。

(債務保証)

第二十八條 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、道路債券の元本の償還及び利息の支払について保証することができ。

(償還計画)

第二十九條 公団は、毎事業年度、長期借入金及び道路債券の償還計画をたて、建設大臣の認可を受けなければならない。

(補助金)

第三十條 政府は、予算の範囲内において、公団に対し、第十九条第一号及び第二号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができる。

(余裕金の運用)

第三十一條 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の保有

二 銀行への預金又は郵便貯金(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十二條 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。

(建設省令への委任)

第三十三條 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、建設省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十四條 公団は、建設大臣が監督する。

2 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十五條 建設大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員をして公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人

にこれを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 補則

(解散)

第三十六條 公団の解散については、別に法律で定める。

(恩給)

第三十七條 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員(以下この条において「公務員」という)又は同条に規定する公務員とみなされる者(以下この条において「公務員とみなされる者」という)が引き続き公団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)以下「法律第七十七号」という。附則第十條の規定の適用については、法律第七十七号附則第十條第一項中「引き続き公務員又は公務員とみなされる者」として在職し」とあるのは、「引き続き公務員若しくは公務員とみなされる者又は日本道路公団の役員若しくは職員として在職し」と読み替へるものとす。

2 他の法律の規定において法律第七十七号附則第十條の規定を準用するときは、前項の規定により説

み替えられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3 公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続き公団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたとき(公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き公団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む)は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公団の役員又は職員としての在職年数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年数に通算する。

5 第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二

(再就職の場合の普通恩給)の規定の適用又は準用については、公団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第三十八條 公団は、前条第一項(他の法律の規定において同条同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を準用するときを含む)及び第三項の規定の適用を受ける公団の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

(大蔵大臣との協議)

第三十九條 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

- 一 第二十二條、第二十六條第一項、第二項ただし書及び第六項並びに第二十九條の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第二十四條第一項及び第三十二條の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第二十二條第二項及び第三十三條の規定により建設省令を定めようとするとき。

第七條 罰則

第四十條 第三十五條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは

虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第四十一條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により建設大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第五條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第十九條に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第三十一條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 五 第三十四條第二項の規定による建設大臣の命令に違反したとき。

第四十二條 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十條及び附則第十一條の規定は、公団の成立の時から施行する。

(公団の設立)

第二條 建設大臣は、第十條第一項の例により、公団の總裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により、指名された總裁又は監事となるべき者は、公団の設立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ總裁又は監事に任命されたものとする。

第三條 建設大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

第四條 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、その事務を附則第二條第一項の規定により指名された總裁となるべき者に引き継がなければならない。

第五條 附則第二條第一項の規定により指名された總裁となるべき者は、前条の事務の引継を受けた日より、設立の登記をしなければならない。

第六條 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

第七條 公団の最初の事業年度は、第二十一條の規定にかかわらず、その設立の日が始まり、昭和三十一年三月三十一日に終るものとする。

第八條 公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十二條中「事業年度開始前に」とあるのは、「公団の成立

後滞滞なく」と読み替えるものと
する。

(権利及び義務の承継等)

第九条 道路整備特別措置法(昭和二十七年法律第六十九号)第三
条第一項の規定により建設大臣が
自ら新設し、又は改築して料金を
徴収することができる道路の整備
事業及び同法第七条の規定による
地方公共団体に対する資金の貸付
に關し、公団の成立の際現に國が
有する権利及び義務(特定道路整
備事業特別会計の資金運用部から
の負債を含む、昭和二十八年度に
おける特定道路整備事業特別会計
の歳出の財源の特例に關する法律
(昭和二十八年法律第二百二十八号)
第二項の規定により特定道路整備
事業特別会計から一般会計に繰り
もどさなければならぬ繰入金に
係る義務を除く)は、その時に
いて公団が承継する。

2 前項の規定により公団が國の有
する権利及び義務を承継したとき
は、その承継の際における特定道
路整備事業特別会計の資産の価額
から負債の金額(前項に規定する
繰入金に相当する金額を除く)を
差し引いた額は、政府から公団に
対し出資されたものとする。

(特定道路整備事業特別会計法等
の廃止)

第十条 次に掲げる法律は、廃止す
る。

一 特定道路整備事業特別会計法
(昭和二十七年法律第七十号)
二 昭和二十八年度における特定
道路整備事業特別会計の歳出の
財源の特例に關する法律

(特定道路整備事業特別会計の決
算に關する経過措置)

第十一条 特定道路整備事業特別会
計の昭和三十年度及び昭和三十
一年度の決算に關しては、なお従前
の例による。

(道路整備費の財源等に關する臨
時措置法の特例)

第十二条 政府は、道路整備費の財
源等に關する臨時措置法(昭和二
十八年法律第七十三号。以下この
条において「臨時措置法」という。)

第三条第二項の規定にかかわら
ず、昭和三十一年度以降三年度間
は、毎年度、当該年度の揮発油税
法(昭和二十四年法律第四十四号)
による揮発油税の収入額の予算額
に相當する金額の一部を、臨時措
置法第二条第一項に規定する道路
整備五箇年計画に係る道路に關す
る工事で公団が実施するものに要
する経費の一部として、公団に対
し補助することができる。

(登録税法の改正)

第十三条 登録税法(明治二十九年
法律第二十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十九条第一号ノ六の次に次の
一号を加える。
一ノ七 日本道路公団自己ノ為
ニスル登記又ハ登録
(印紙税法の改正)
第十四条 印紙税法(明治三十二年
法律第五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。
第五条第六号ノ五ノ四の次に次
の一号を加える。
六ノ五ノ五 日本道路公団ノ発
スル証書、帳簿
(所得税法の改正)
第十五条 所得税法(昭和二十二年
法律第二十七号)の一部を次のよ
うに改正する。
第三条第一項第四号の四の次に
次の一号を加える。
四の五 日本道路公団
(法人税法の改正)
第十六条 法人税法(昭和二十二年
法律第二十八号)の一部を次のよ
うに改正する。
第四条第二号中「日本住宅公団」
の下に「日本道路公団」を加え
る。
(地方税法の改正)
第十七条 地方税法(昭和二十五年
法律第二百二十六号)の一部を次
のよう改正する。
第七十二条の四第一項第二号中
「日本住宅公団」の下に「日本道
路公団」を加える。

(行政管理局設置法の改正)
第十八条 行政管理局設置法(昭和
二十三年法律第七十七号)の一部
を次のように改正する。
第二条第十二号中「及び農地開
発機械公団」を「農地開発機械公
団及び日本道路公団」に改める。
(建設省設置法の改正)
第十九条 建設省設置法(昭和二十
三年法律第十三号)の一部を次
のよう改正する。
第三条第十三号の二及び第十三
号の三を次のように改める。
十三の二 道路整備特別措置法
(昭和三十一年法律第 号)
の施行に關する事務を管理す
ること。
十三の三 日本道路公団の業務
の監督その他日本道路公団法
(昭和三十一年法律第 号)
の施行に關する事務を管理す
ること。
第三条第二十六号の二及び第二
十六号の三中「日本住宅公団」の
下に「日本道路公団」を加える。
第二章第五号の三の次に次の
一条を加える。
(日本道路公団監理官)
第五条の四 第三条第十三号の三
に規定する事務を行わせるた
め、建設省に日本道路公団監理
官二人を置く。

2 日本道路公団監理官は、建設
省の職員のうちから建設大臣が
任命する。
第十二条第二号中「日本住宅公
団」の下に「日本道路公団」を加
える。

日本道路公団法案に対する修正案
日本道路公団法案に対する修正
日本道路公団法案の一部を次のよ
うに修正する。
第八条中「五人」を「六人」に改め
る。

「報告書は會議録追録に掲載」
「徳安實藏君登壇」
○徳安實藏君 ただいま議題となりま
した道路整備特別措置法案及び日本道
路公団法案の二法案につきまして、建
設委員会における審査の経過並びに結
果を御報告申し上げます。
右二法案は、二月九日本委員会に付
託せられ、参考人の意見を聴取する等、
数回にわたつて慎重審査の結果、二月
二十八日質疑を終了、自由民主党の荻
野豊平君より、日本道路公団法案第八
条中、理中五人以内とあるを六人以内
に改めたいとの修正案が提出されまし
た。よつて、右二法案及び修正案を一
括して討論に入りましたところ、自由
民主党を代表して瀬戸山三男君より賛
成の旨が述べられ、日本社会党を代表
して三鍋義三君より、有料道路の制度

は道路の無料公開の原則に反する、また、同公団に対する揮発油税の流用は納得しかねる等の理由によりまして、反対の旨が述べられたのであります。

かくて、採決の結果、修正案及び修正部分を除く日本道路公団法案及び道路整備特別措置法案は、いずれも多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、詳細は会議録によつて御了承願いたいと思ひます。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 両案を一括して採決いたします。日程第四の委員長の報告は可決、日程第五の委員長の報告は修正であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(杉山元治郎君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告の通り決しました。

日程第六 科学技術庁設置法案

(内閣提出)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第六、科学技術庁設置法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員長長有田喜一君。

科学技術庁設置法案
科学技術庁設置法

(目的)

第一条 この法律は、科学技術庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行

政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基いて、総理府の外局として、科学技術庁を設置する。

(任務)

第三条 科学技術庁は、科学技術の振興を図り、国民経済の発展に寄与するため、科学技術(人文科学のみに係るもの及び大学における研究に係るものを除く。以下同じ)に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務とする。

(権限)

第四条 科学技術庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

- 一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
- 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所の施設を設置し、及び管理すること。
- 四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品、研究用資材等を調達すること。
- 五 不用財産を処分すること。

六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十 科学技術庁の公印を制定すること。

十一 科学技術(原子力の研究、開発及び利用(以下「原子力利用」という。))を含む。以下次号及び第十三号において同じ。)に関する基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。

十二 関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整を行うこと。

十三 関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整を行うこと。

十四 原子力利用に関する試験研究の助成を行うこと。

十五 前号に掲げるもののほか、科学技術に関し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究について助成を行うこと。

(他の行政機関の所掌に属することを除く。)

十六 資源の総合的利用のための方策一般に関する事務を行うこと。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)

十七 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

十八 発明及び実用新案の奨励を行い、並びにこれらの実施化を推進すること。

十九 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

二十 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基く命令を含む。)に基き科学技術庁に属せられた権限

(内部部局)

第五条 科学技術庁に、長官官房及び次の四局を置く。

- 一 企画調整局
- 二 原子力局
- 三 調査普及局
- 四 調査普及局

(長官官房の事務)

第六条 長官官房においては、次の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 職員の職務、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 長官の官印及び庁印を保管すること。
- 四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

六 行政財産及び物品を管理すること。

七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

八 行政の考査を行うこと。

九 科学技術に関する制度一般の企画及び立案に関すること。

十 法令案の審査及び庁務の総合調整に関すること。

十一 前各号に掲げるもののほか、科学技術庁の所掌事務で他局の所掌に属しない事務に関すること。

(企画調整局の事務)

第七条 企画調整局においては、次の事務をつかさどる。

- 一 科学技術(原子力利用に関するものを除く。以下次号から第四号までにおいて同じ。)に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。
- 二 関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整に関すること。
- 三 関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整に関すること。
- 四 科学技術に関し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験

験研究の助成に關すること。
(他の行政機關の所掌に屬することを除く。)

五 科学技術に關し、日本學術會議への諮問及び日本學術會議の答申又は勧告に關すること。

六 航空技術研究所及び金属材料技術研究所に關すること。

七 株式会社科学研究所に關すること。

(原子力局の事務)

第八条 原子力局においては、次の事務をつかさどる。

一 原子力利用(大学における研究に係るものを除く。以下第二号、第三号及び第十号において同じ。)に關する基本的な政策の企画、立案及び推進に關すること。

二 關係行政機關の原子力利用に關する事務の総合調整に關すること。

三 關係行政機關の試験研究機關の原子力利用に關する経費及び關係行政機關の原子力利用に關する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整に關すること。

四 核燃料物質及び原子炉に關する規制に關すること。

五 放射性同位元素の利用の推進に關すること。

六 放射線医学の総合的研究に關すること。

七 原子力利用に伴う障害防止の基本に關すること。

八 原子力研究所及び原子燃料公社に關すること。

九 原子力利用に關する試験研究の助成に關すること。

十 原子力利用に關する研究者及び技術者の養成訓練に關すること。

十一 原子力利用に關する内外の動向の調査及び分析に關すること。

十二 原子力利用に關する統計の作成に關すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、原子力利用に關し他の行政機關の所掌に屬しない事務に關すること。

(資源局の事務)

第九条 資源局においては、次の事務をつかさどる。

一 資源の総合的利用のための方策一般に關すること。(他の行政機關の所掌に屬することを除く。)

二 資源の総合的利用に關する内外の動向の調査及び分析に關すること。

三 資源の総合的利用に關する統計の作成に關すること。

四 前各号に掲げるもののほか、資源の総合的利用に關し他の行政機關の所掌に屬しない事務に關すること。

(調査普及局の事務)

第十条 調査普及局においては、次の事務をつかさどる。

一 科学技術(原子力利用及び資源の総合的利用に關するものを除く。以下次号において同じ。)に關する内外の動向の調査及び分析に關すること。

二 科学技術に關する統計の作成に關すること。

三 科学技術庁の所掌事務に關する統計及び調査資料の頒布及び刊行に關すること。

四 発明及び実用新案の奨励並びにこれらの実施の推進に關すること。

五 科学技術庁の所掌事務に關する広報及び啓発に關すること。

(長官)

第十一条 科学技術庁の長は、科学技術庁長官とし、國務大臣をもつて充てる。

2 科学技術庁長官(以下「長官」といふ。)は、科学技術の振興及び資源の総合的利用を図るため必要があるとき、關係行政機關の長に對し必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

3 長官は、科学技術の振興及び資源の総合的利用を図るため特に必要があるとき、關係行政機關の長に對し科学技術の振興及び資源の総合的利用に關する重要事項について勧告することができる。

4 長官は、前項の規定により關係行政機關の長に對し勧告をしたときは、当該行政機關の長に對し、

その勧告に基いてとつた措置について報告を求めることができる。

5 長官は、第三項の規定により勧告した重要事項に關し特に必要があるとき、内閣總理大臣に對し当該事項について内閣法(昭和二十二年法律第五号)第六条の規定による措置がとられるより意見を具申することができる。

(特別な職)

第十二条 科学技術庁に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

3 科学技術庁に、科学審議官三人以内を置く。

4 科学審議官は、命を受け、科学技術庁の所掌事務に關する重要な方針の決定について長官を輔佐する。

第十三条 長官官房に官房長を、各局に局長を置く。

2 官房長は、命を受け、長官官房の事務を掌理する。

3 局長は、命を受け、局務を掌理する。

4 原子力局に、次長一人を置く。

5 次長は、命を受け、局長を助け、局務を整理する。

第十四条 長官官房及び各局に、科学調査官を置く。

2 科学調査官は、命を受け、長官官房及び各局の所掌事務に参画する。

3 航空技術研究所及び金属材料技術研究所に、科学研究官を置く。

4 科学研究官は、命を受け、専門的事項の研究に従事する。

5 科学調査官及び科学研究官の定数については、政令で定める。

第十五条 科学技術庁に、顧問及び参事を置くことができる。

2 顧問は、科学技術庁の所掌事務のうち、重要な施策に参画する。

3 顧問は、非常勤とする。

4 参事は、科学技術庁の所掌事務のうち、重要な事項に参事する。

5 参事は、非常勤とする。

(附屬機關)

第十六条 科学技術庁に附屬機關として、次の機關を置く。

航空技術研究所

金属材料技術研究所

(航空技術研究所)

第十七条 航空技術研究所は、航空技術の向上を図るため必要な研究及び試験並びに調査で、次の各号に掲げるものを行い、あわせて、その施設及び設備を關係行政機關の共用に供する機關とする。

一 研究又は試験のため必要な施設及び設備を關係行政機關に重複して設置することが、多額の経費を要するため適当でないとき認められる場合における、その施設及び設備を必要とする研究及び試験

二 委託に依りて行つた前号の施設及び設備を必要とする研究及び試験

三 前各号の研究及び試験に伴う技術的調査

昭和三十一年三月一日 衆議院會議第十六号 科学技術庁設置法案

- 2 航空技術研究所の施設及び設備は、航空技術の向上を図るため特に必要であると認められるときに限り、国の行政機関でないものに使用させることができる。
- 3 航空技術研究所は、東京都に置く。
- 4 航空技術研究所の内部組織は、総理府令で定める。
- (金属材料技術研究所)
- 第十八条 金属材料技術研究所は、金属材料その他これに類する材料

- の品質の改善を図るため必要な研究を行う機関とする。
- 2 金属材料技術研究所は、東京都に置く。
- 3 金属材料技術研究所の内部組織は、総理府令で定める。
- (その他の附属機関)
- 第十九条 第十六条に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる機関は、科学技術庁の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

種 類	目 的
科学技術審議会	科学技術に関する重要事項を審議すること。
航空技術審議会	航空技術に関する重要事項を審議すること。
資源調査会	資源の総合的利用に関する重要事項を調査審議すること。
発明奨励審議会	発明及び実用新案の奨励に関する重要事項を審議すること。

- 2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(法律に基づく命令を含む。)に別段の定めがある場合を除くほか、政令で定める。
- (定員)
- 第二十条 科学技術庁に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。
- 附 則
- 1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (科学技術行政協議会法等の廃止)
- 2 次に掲げる法律は、廃止する。

第十五条第一項の表中

航空技術審議会	科学技術行政協議会	検査官資格審査会
航空技術審議会設置法(昭和二十九年法律第二十二号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。	科学技術行政協議会法(昭和二十三年法律第二十五号)に基き日本科学技術行政に反映させるための諸方策及び各行政機関相互の間の科学技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議すること。	検査官法(昭和二十二年法律第六十一号)第二十三条第一項に規定する事項に関する審査を行うこと。

- 一 科学技術行政協議会法(昭和二十三年法律第二十五号)
- 二 資源調査会設置法(昭和二十七年法律第二十六号)
- 三 航空技術審議会設置法(昭和二十九年法律第二十二号)
- (総理府設置法の改正)
- 三 総理府設置法(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
- 第三号中第二号を削り、以下号ずつ繰り上げる。
- 第五号第一項中「三局」を「二局」に改め、「原子力局」を削る。
- 第六号第一項第十三号中「(原子力局の所掌に属するものを除く。)」を削り、同項第十六号中「及び原子力局」を削る。
- 第九号を次のように改める。
- 第九号 削除
- 第十号中「航空技術研究所」を削る。
- 第十四条を次のように改める。
- 第十四条 削除

を

検査官資格審査会	電源開発調査会	資源調査会	電源開発調査会
検査官法(昭和二十二年法律第六十一号)第二十三条第一項に規定する事項に関する審査を行うこと。	電源開発促進法(昭和二十七年法律第二十八号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。	資源調査会設置法(昭和二十七年法律第二十六号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。	電源開発促進法(昭和二十七年法律第二十八号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

経済企画庁
経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二十六号)第三号

科学技術庁
科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第二号)

- 4 (原子力委員会設置法の改正)
- 原子力委員会設置法(昭和三十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
- 第十五条中「総理府原子力局」を「科学技術庁原子力局」に改める。
- (通商産業省設置法の改正)
- 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
- 第二十七号を次のように改める。
- 第二十一 工業所有権に関する指導並びに意匠及び商標に関する奨励を行うこと。
- 第四十一号を次のように改める。
- 一 工業所有権に関する指導並びに意匠及び商標に関する奨励を行うこと。
- 第四十七号第一項の表中
- | | |
|---------|-----------------------|
| 意匠奨励審議会 | 意匠の奨励に関する事項を調査審議すること。 |
|---------|-----------------------|
- に改める。
- 発明奨励審議会
- 発明、実用新案又は意匠の奨励に関する事項を調査審議すること。
- を

(工業技術院設置法の改正)

6 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号の三を削る。

第六条第五号を削る。

(国家行政組織法の改正)

7 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一「総務府の項中」「経済企画庁」を「経済企画庁」に改める。

別表第一「経済企画庁」を「科学技術庁」に改める。

(株式会社科学研究所法の改正)

8 株式会社科学研究所法(昭和三十年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十条中「通商産業省令」を「総務府令」に改める。

(職員引継)

9 この法律施行の際現に総務府原子力局、科学技術行政協議会事務局、資源調査会事務局及び航空技術研究所の職員である者は、別に命令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて科学技術庁の職員となるものとする。

科学技術庁設置法案に対する修正案

正 科学技術庁設置法案に対する修正

科学技術庁設置法案の一部を次のように修正する。

第七条第五号中「科学技術に關し」を削る。

昭和三十一年三月一日 衆議院會議第十六号 議長の報告

第八条第三号中「方針の調整」の下に「並びにこれらの経費の配分計画」を加える。

第十二条第三項中「三人」を「五人」に改める。

第十九条第一項の表中「科学技術に關する重要事項」の下に「並びに日本學術會議への諮問及び日本學術會議の答申又は報告に關する事項」を加える。

附則第四項第十五条の改正に關する部分の次に次のように加える。

第七条第一項中「國務大臣」を「科学技術庁長官たる國務大臣」に改める。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔有田喜一君登壇〕

○有田喜一君 たいがい議題となりました科学技術庁設置法案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

科学技術は振興し、國民經濟の自立発展と生活水準の向上に役立たせることは、國內資源の乏しく、脆弱な經濟基盤の上に膨大な人口を擁するわが國にとつて、きわめて緊要な問題であります。しかるに、わが國における科学技術に關する行政組織は、それぞれの所管行政に應じて關係各省に分割されておりますので、科学技術全般に關する総合的な行政機關を急速に設ける必要があるのであります。これがため、政府は、原子力關係をも含めた総合的推進機關として、科学技術庁を新たに

總理府の外局として設けることにしたのであります。科学技術庁の長官は國務大臣をもつて充て、所管行政に關する重要事項については、關係行政機關の長に對し資料を求め、報告を行い、報告の結果について報告を徴することのできるようになっております。

次に科学技術庁の組織であります。内局として長官官房のほか四局を置き、また、長官、次長のほか、科学審議官、科学調査官、科学研究官を置いて、専門的分野の調査、研究を行うとともに、顧問、参事等を置いて、重要施策に參画せしめることができることになっております。

科学技術庁の付属機關といつたしましては、研究機關として航空技術研究所及び金属材料技術研究所を、審議機關として科学技術審議會、航空技術審議會、資源調査会及び發明獎勵審議會を設けることとしていたしております。

本案は、二月十六日提出され、十八日正力國務大臣より提案理由の説明を聴取した後、數回にわたつて熱心、活発なる質疑を行つたのであります。その詳細は速記録に譲ることといたします。

かくて、昨二月二十九日質疑を終了いたし、自由民主党及び日本社会党の共同提案として、科学審議官三人を五人とし、その他字句を明確化する修正案が提出され、自由民主党より小平久雄君が、日本社会党より岡良一君がそれぞれ賛成討論を行つた後、採決の結果、全会一致をもつて修正議決いたしました。

なお、科学技術庁は、発足早々としてはこの程度でやむを得ないものがあるが、総合科学技術官庁としては不徹底でありますので、自由民主党及び日本社会党の共同提案にかかる附帯決議として、志村委員より

政府は、科学技術振興の重要性と緊急性に鑑み、中央地方を通じて科学技術に關する試験研究機關、特許行政機關等に再検討を加え、昭和三十一年度において科学技術庁を更に整備拡充し、科学技術の振興を強力に推進すべきである。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

○副議長(杉山元治郎君) 本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十一分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣 鳩山 一郎君

法務大臣 牧野 良三君

大蔵大臣 一萬田尚登君

厚生大臣 小林 英三君

運輸大臣 吉野 信次君

建設大臣 馬場 元治君

國務大臣 太田 正孝君

國務大臣 正力松太郎君

出席政府委員

内閣官房長官 根本龍太郎君

法務政務次官 松原 一彦君

大蔵省主計局次長 宮川新一郎君

厚生省公衆衛生局長 山口 正義君

厚生省保險局長 高田 正巳君

運輸省航空局長 林 坦君

朗読を省略した報告

一、昨二月二十九日本院は公正取引委員會委員に中村清君を任命すること

に同意した旨内閣に通知した。

一、昨二月二十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 坂本 泰良君

文教委員 山本 幸一君

農林水産委員 赤澤 正道君

通信委員 伊藤 好道君

予算委員 井手 以誠君

一、昨二月二十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 横山 利秋君

文教委員 辻原 弘市君

農林水産委員 福井 順一君

通信委員 井手 以誠君

予算委員 伊藤 好道君

一、昨二月二十九日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

科学技術振興対策特別委員 赤澤 正道君

岡田 孝夫君

一七三

昭和三十一年三月一日 衆議院會議録第十六号 議長の報告

一、昨二月二十九日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

楠美 省吾君 小山 亮君

一、昨二月二十九日議員から提出した議案は次の通りである。

急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(瀬島正興君外四十名提出)

一、昨二月二十九日内閣から提出した議案は次の通りである。

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案

一、昨二月二十九日委員会に付託された議案は次の通りである。

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第八六号)

以上二件 大蔵委員会 付託

船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)

一、去る二月二十四日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員森本靖君提出抑留漁船の損失補償に関する質問に対する答弁書

抑留漁船の損失補償に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十一年二月十六日 提出者 森本 靖 衆議院議長益谷秀次殿

抑留漁船の損失補償に関する質問主意書

高知県安芸郡室戸町代表者上田喜次郎氏の所有に係る中型まぐろ、かつお漁船第三繁栄丸(九十九トン七十六)は、昭和三十年七月二十四日サンギ諸島、シアウ島附近を航行中インドネシア国所屬の小船(約三トンの遭難船を発見し、男六名、女一名を救助し、航行途次にもかかわらずインドネシア国のウル港に寄港し、遭難者全員七名を無事関係者に引渡した。しかるに、インドネシア国は、不法入港の嫌疑をもつて第三繁栄丸を昭和三十年七月二十五日より同年八月二十三日まで約一箇月間にわたり不法抑留をなした。この間における乗組員の心情は察するに余りあるものがあり、その被つた物心両面の損害は多大なものがある。

現在のかつお、まぐろ漁業は、水爆被災以来魚価の低落等諸般の状況から経営は種々困難をきわめており、特に当該船のごとく百トン以下の漁業者についてはその傾向はいじめるしい。

かかる実情下において今回のごとく約一箇月間にわたり不法抑留せられたことは漁業経営に重大な脅威を与え結果となり、かつ、ひるがえつて国際法上からしても今回の当漁船のとつた手段は合法的であり、海難救助という道義上当然である措置に對してはなんら制約を受けるべきものでないと思ふ。

以上の事由により昭和三十年十一月二日第三繁栄丸代表者上田喜次郎外二名の名をもつて農林省、外務省を經由しインドネシア国に対し賠償請求をなした。しかるに本日に至るもなんらの回答に接せず、乗組員をはじめ船主の窮乏は一日たりとも猶予せられない事態になつてゐるが、外務省とインドネシア国との間の交渉経過はいかになつてゐるか。また交渉が長引く場合、政府はこの乗組員、船主一同の窮乏をいかなる方法をもつて救済する所存であるか。かつまた政府において代済する意思はないか。政府の見解を伺いたい。

右質問する

昭和三十一年二月二十四日 内閣総理大臣 鳩山 一郎

衆議院議長益谷秀次殿

衆議院議員森本靖君提出抑留漁船の損失補償に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員森本靖君提出抑留漁船の損失補償に関する質問に對する答弁書

一 本件に関する交渉経過を述べれば、政府は船主側の提出した損失補償請求を昭和三十年十一月受領したのであるが、政府としても右請求は正当と認められたので、同年十二月九日付をもつて、在本邦インドネシア総領事館を通じ同国政府に右請求の善処方を申し入れ

るとともに、事件経緯を在ジャカルタ本邦総領事にも通報し本件解決のため側面的に協力するよう指示した。しかししてインドネシア総領事館よりは、直ちに右申し入れを本邦政府に回付するとともに、何分の回報があれば政府に連絡すべき旨返答があつたが、その後現在にいたるまでなんら同国政府よりの回報の連絡に接していない。政府としても、当事者の困窮状態にもかんがみ、昭和三十一年一月末、更に、在ジャカルタ本邦総領事に訓令し、インドネシア政府当局者に直接接触させ、交渉の促進方を努力させているが、この筋からいまだ見るべき反応に接していない次第である。政府としては、更にわが方出先をしてインドネシア側を督促させるとともに、在京インドネシア総領事館に對しても、改めて申し入れを行い、本件に對するインドネシア側の早期処置を要請する所存である。

二 なお、船主、乗組員一同に對する日本政府の救済措置については、事情に応じ検討することとしたいが、具体的方法の決定は、インドネシア側の出方如何にもよるところであるので(政府による代済は、現在の段階では考慮し難い)、政府としては差し当り更に前述の外交交渉を進めて、それに対するインドネシア側の出方に應じ適當

な対策を考慮、善処に努めることといたしたい。

右答弁する。

衆議院會議録第十四号中正誤

頁段行 誤 正

一三三 建全 健全

一三五 敗政 財政

定価一部 十五円

發行所 東京都新宿区市谷本町一五

大蔵省印刷局

電話九段四番一號

明治三十五年第三種郵便物認可

三月三十一日

三